国家の覚悟が問われる領土・主権問題

2018

日本の領土を守るため行動する議員連盟　会長
衆議院議員

新　藤　義　孝

私が領土・主権問題に取り組む理由　－ 新たな国家体制整備と国策変更を！－

「国家」を成立させる３つの基本要素

①国民意識の統合　　②領土の保全　　③主権の確立

→国家の基本をおろそかにする国は、国際社会から信頼されず、国益を失う。

ロシア首相の国後島上陸－2012

・7月3日、メドベージェフ首相が大統領時代に続き、二度目の上陸。
・「一寸たりとも領土は渡さない」と発言。
・日本政府の中止要請は一顧だにされず。
→日・ロ間に存在した外交的配慮が消失。

ロシア首相の国後島上陸に抗議する決議（自民党領土特命委員会　2012年7月4日）

①外務大臣声明を出し、国家として抗議の意志を明確にすること。
②駐ロシア日本大使を呼び戻し、事情を聴取すること。
③予定されている外務大臣のロシア訪問を見合わせること。
④北方領土をロシアによる「不法占拠」と呼ばないなどの、対ロシア外交方針を再考すること。

→玄葉大臣は7月28日に予定通りロシア・ソチを訪問し、プーチン大統領・ラヴロフ外相と会談。　→日本外交の対処方針に変化なし。

⇒自国の領土に勝手に上陸されながら、明確な抗議や対抗行動を起こさない日本。日・ロの北方領土交渉そのものが有名無実化へ。

韓国大統領の竹島上陸－2012

・8月10日、李明博大統領が竹島に上陸。
・韓国大統領として戦後初となる暴挙。
・日本政府の中止申し入れは無視される。
・不法占拠と呼ばず明確な抗議を行わない民主党外交の行き着く果て。

尖閣で中国船、海保に「中国領海から退去せよ」－2012

・7月11・12日、中国漁業監視船が尖閣諸島周辺のわが国領海内に侵入。
・海保・巡視船の退去警告に、中国船「ここは中国の領海であり、正当な活動を行っている。妨害するな。日本船は中国の海からただちに退去せよ」と初めて主張。

8月15日、香港の活動家が魚釣島上陸

制止振り切り突

尖閣上陸

んだ。尖閣諸島・魚釣島（沖縄県石垣市）に、不法上陸したなどとして逮捕された民間反日団体「保釣行動委員会」の活動家7人。同諸島周辺では1年前にも中国漁船が巡視船と衝突する事件が起きた。中国側になる不法行為に、地元からは「絶対に無にすべきではない」と政府の毅然とした求める声が上がっている。（本文記事）

平成24年8月16日（木）読売新聞より

⇒2010年には接続水域に１隻で来て海保巡視船に追い出されていた中国船が今や日本の領海内に堂々と侵入し、日本が中国に行っている主張と同じことを言い放つように。
⇒接続水域入域・領海侵入は日常化。空には「防空識別区」を独自宣言。

領土と主権を守り、国際社会からの信頼を取り戻すために

○「戦略的な外交」、「普遍的価値を重視する外交」、国益を守る「主張する外交」を基本。傷ついた日本外交を立て直し、世界における確固とした立ち位置を明確にしていく。

○積極的平和主義をわが国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想に。司令塔として国家安全保障会議を設置。

○領土問題担当大臣を置く。○担当政府組織の強化拡充。

○歴史的・学術的な調査・研究を行う機関の新設。
・新機関は研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行う。

○「特定国境離島保全・振興法」、「無人国境離島管理法」等の整備。

安倍内閣における領土・主権に関する取り組み－2013～

・わが国の立場を内外に主張するため、歴代初の海洋政策・領土問題担当大臣を設置。内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置。（平成25年2月5日）
・平成18年から開催の島根県主催「竹島の日式典」へ、平成25年より内閣府大臣政務官が出席。

※画像はインターネット資料より

－ 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 －

日本の領海等概念図

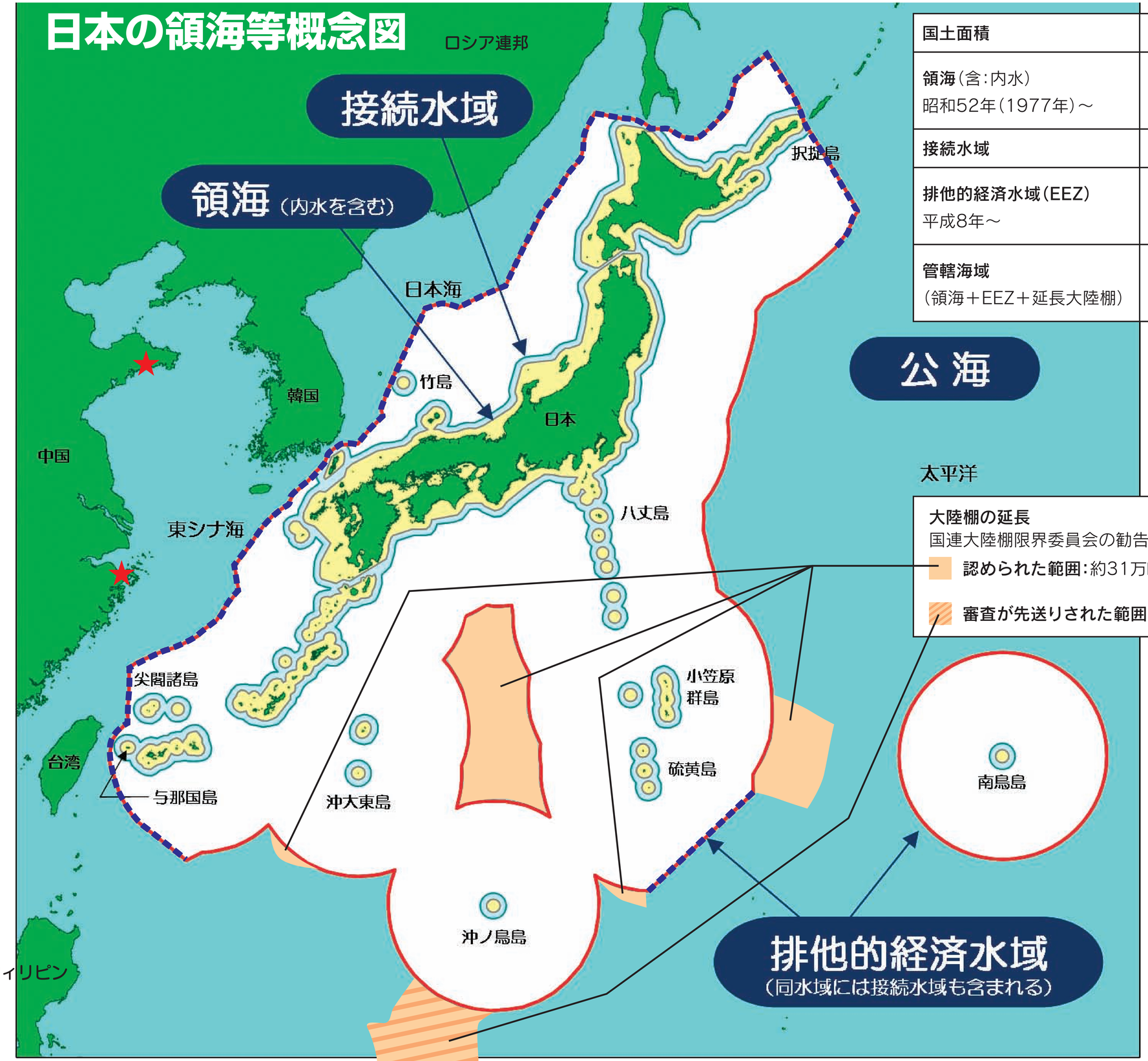

国土面積	約38万㎢（世界第61位）
領海（含：内水） 昭和52年（1977年）～	領海基線～12海里：約43万㎢
接続水域	12～24海里：約32万㎢
排他的経済水域（EEZ） 平成8年～	低潮線～200海里 約405万㎢（世界第6位）
管轄海域 （領海＋EEZ＋延長大陸棚）	約478万㎢（領土の約12.6倍）

大陸棚の延長
国連大陸棚限界委員会の勧告（平成24年4月）

- **認められた範囲**：約31万㎢（領土の約8割）
- 審査が先送りされた範囲

海上保安庁、一般財団法人 国土技術センター資料より（点線部分は新藤義孝加筆） ― 2015.5.17　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

我が国周辺海域における重大な事案

○北朝鮮関連
- 北朝鮮漁船による違法操業（大和堆）
- 木造船等の漂流・漂着
- 不審船・工作船の出没
- 飛翔体発射
- 北朝鮮からの亡命

○ロシア関連
- ロシア海洋調査船を確認（海洋調査は未確認）

○ロシア・北方領土関連
- 日本漁船の被だ捕
（ロシア警備船による銃撃）

○本州東方海域関連
- 多数の外国漁船の活動

○韓国・竹島関連
- 外国漁船による違法操業・日本漁船の被だ捕
- 韓国法執行船との対峙
- 外国海洋調査船による海洋調査

○東シナ海ガス田関連
- 海洋プラットフォーム16基

尖閣諸島

小笠原諸島

南鳥島

沖ノ鳥島

○尖閣諸島周辺海域関連
- 外国公船による領海侵入等
- 中国・台湾活動家等による領有権主張活動
- 外国漁船による領海侵入
- 外国海洋調査船による海洋調査
- 小型無人機（ドローン）らしき物体の飛行

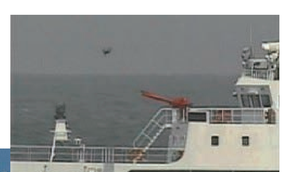
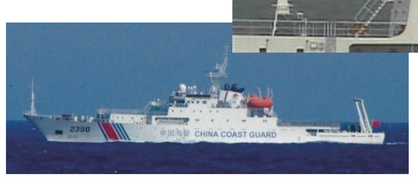

○南西諸島関連
- 中国漁船の太平洋進出

○離島・遠方海域関連
- 外国漁船による違法操業等
- 外国海洋調査船による海洋調査

○離島・遠方海域関連
- 中国漁船による違法操業
- 離島への不法上陸

海上保安庁資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

北方領土問題

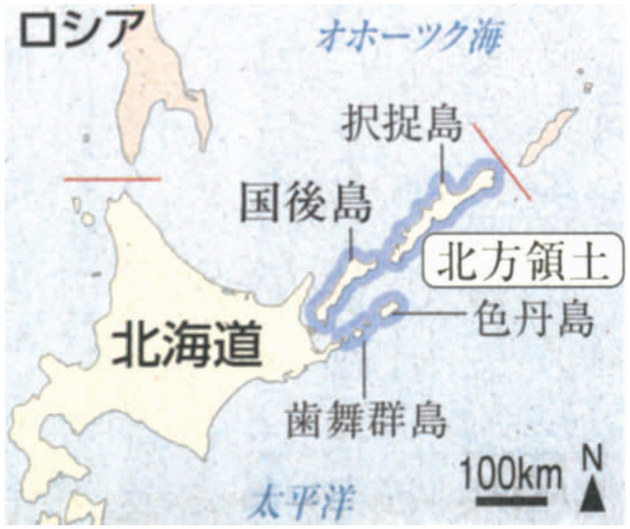

（写真・新藤義孝）1997年9月　ビザなし交流にて択捉島を訪問

歴史的経緯

1945年8月9日、ソ連は41年に署名され当時有効だった日ソ中立条約を無視し、対日参戦した。ソ連軍は終戦後の8月18日、千島列島への攻撃を開始。28日に択捉島、9月1日から4日に国後島、色丹島、歯舞群島をそれぞれ武装解除し、5日までに北方四島（北方領土）を占領した。サンフランシスコ平和条約で日本は千島列島を放棄したが、北方領土は含まれていない。北方領土には終戦時約1万7300人の日本人が居住していた。四島の総面積は約5千平方キロで福岡県とほぼ同じ。

北方領土問題の経過

1855年（安政元年）	日口通好条約で国境は択捉島とウルップ島の間に
1875年（明治８年）	樺太・千島交換条約で千島列島の全島が日本に
1945年　8月（昭和20年）	ソ連が対日参戦し北方領土を占領
1956年10月（昭和31年）	日ソ共同宣言に調印、国交回復。平和条約締結後に歯舞群島、色丹島を引き渡すと明記（鳩山・ブルガーニン）
1993年10月（平成５年）	【東京宣言】北方四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結する方針を確認（細川･エリツィン）
1998年　4月（平成10年）	【川奈会談】橋本首相は「択捉島の北に国境線を引く一方、当面はロシアに四島の施政権を認める」と提案、エリツィン大統領は「興味深い案だ」と真剣な検討を約束する。→退陣
2009年11月（平成21年）	北方領土はロシアが不法占拠しているとの答弁書を日本政府が閣議決定
2010年　7月（平成22年）	ロシアが事実上の「対日戦勝記念日」制定
11月	メドベージェフ大統領が国後島を訪問
2013年　4月（平成25年）	安倍総理のロシア訪問　平和条約交渉加速化で一致

― 2013.8.18　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

ロシア、国後・択捉に軍事拠点 …大統領が承認へ＜読売新聞＞

【モスクワ＝寺口亮一】ロシア国防省は11日、北方領土に駐留する部隊の増強計画案を近く国家指導部に提出する方針を明らかにした。

大統領が承認する見通しだ。国後、択捉の両島に新たに2か所の軍事拠点を構築し、移動式対艦ミサイルシステムなど最新鋭兵器を配備する内容で、ロシアは北方領土の軍事要塞化に踏み出すことになる。

インターファクス通信によると、ロシア軍のニコライ・マカロフ参謀総長は、今年後半にも軍備増強に着手するとし、「2014年か15年までに駐留部隊は近代兵器を装備した全く新たなものに変貌（へんぼう）し、戦闘能力は数倍向上する」と言明した。

北方領土には、移動式対艦ミサイルシステム「バスチオン」や、「上陸部隊」を想定した防空ミサイルシステム、対戦車攻撃ヘリが配備されるという。一方、約3500人とされる駐留兵士は増員しない方針だ。

（2011年5月11日21時15分　読売新聞　電子版）

われらの北方領土　2013年版より

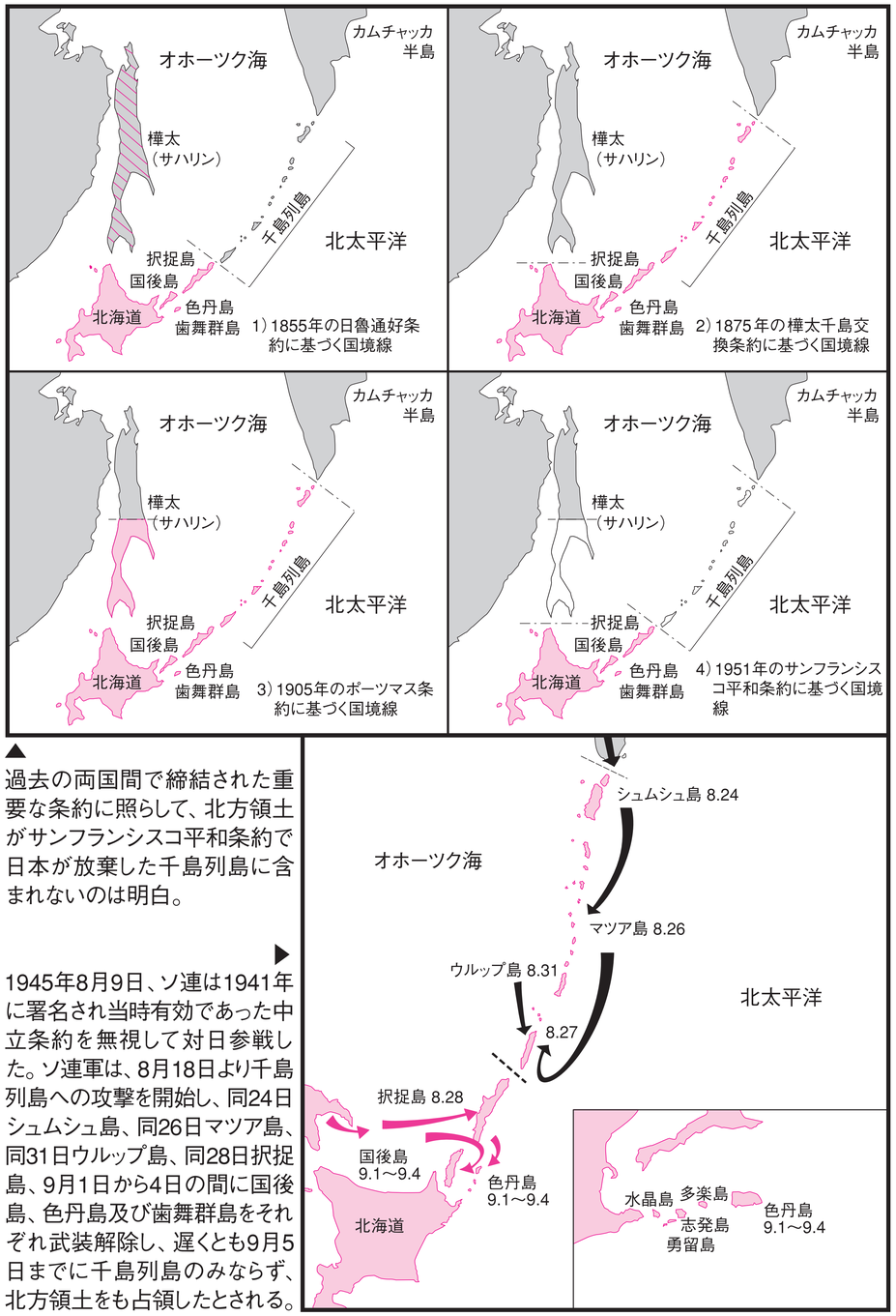

▲過去の両国間で締結された重要な条約に照らして、北方領土がサンフランシスコ平和条約で日本が放棄した千島列島に含まれないのは明白。

▶1945年8月9日、ソ連は1941年に署名され当時有効であった中立条約を無視して対日参戦した。ソ連軍は、8月18日より千島列島への攻撃を開始し、同24日シュムシュ島、同26日マツア島、同31日ウルップ島、同28日択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島をそれぞれ武装解除し、遅くとも9月5日までに千島列島のみならず、北方領土をも占領したとされる。

■新藤義孝の解説

択捉、国後、色丹、歯舞群島の北方四島は、日露両国が1855年（安政元年）に初めて調印した日口通好条約でロシア側も認めた日本固有の領土だ。ソ連はそれを第二次大戦後の混乱に乗じて略奪した。以来、70年にわたりソ連・ロシアが不法占拠している。

ロシア側は「日本が戦争を起こした罰だ」と居座りを正当化するが、日本がソ連に宣戦布告した事実はない。当時有効だった日ソ中立条約を破り日本に侵攻したのはソ連の方なのだ。

論点

丹波実（たんば みのる）氏　元駐ロシア大使。外務省ソ連課長、条約局長、外務審議官など歴任。73歳。

北方領土交渉

4島返還要求 正義のため

イワノフ露副首相の北方領土訪問、マカロフ参謀総長による国後・択捉両島の軍事力強化計画の言明は、東日本大震災以降も、ロシアの北方領土（特に国後・択捉）への立場が、予想した通り、変化していないことを示している。

菅直人首相は今年2月、メドベージェフ露大統領の国後島訪問を「許しがたい暴挙」と断じた。首相はあの場を借りて、日本がなぜ歯舞・色丹のみならず、国後・択捉を含む4島の返還を要求しているのか、わかりやすく説明すべきでもあった。

4島を要求するのは、これらの島が日本父祖伝来の地だからである。例えば、1855年の日露和親、75年の樺太千島交換の2条約は、4島が18島の千島列島に含まれないと明記している。日本はサンフランシスコ平和条約で千島列島を放棄したが、この中に4島は入っていない。当時のソ連はこの平和条約の当事者でもなく、4島はおろか、条約論的に言えば千島列島・南樺太の保有についてすら国際法上の根拠はまったくない。

エリツィン大統領は1993年の訪日の際、上記の歴史的、法的事実、「法と正義」に立脚して4島の帰属問題を解決し、平和条約を締結するとの歴史的合意に署名した。橋本首相との97年のクラスノヤルスク会談、翌年の川奈会談を通じ、2000年までに「東京宣言」に基づき平和条約締結に全力をあげると合意した。筆者はこの時、外務審議官という首相の外交補佐官として「山が動く」のを目の当たりにした。しかし、山は動かなかった。理由は三つ。橋本首相の引退、エリツィン氏の健康悪化、ロシアの金融破綻である。

プーチン時代、メドベージェフ・プーチン時代になると、石油・ガス資源を背景に、ロシアは内外で権威主義化、大国主義化した。プーチン氏は05年9月「クリル4島（北方領土）にロシアは主権を持つ。これは第2次大戦の結果で、交渉の余地はない」と宣言した。メドベージェフ氏の国後訪問はこの対日姿勢の延長線上にあり、何ら驚くべきことではない。

日米関係の悪化、尖閣諸島をめぐる対中外交、ロシアの内政状況も背景にあることは否定しない。しかし、重要なのは、この時代を通じ、日本が4島返還を求めるのは歴史を通じて正義を実現するためであることを忘れ、2島返還論、2・5島論、3・5島論、面積折半論、2＋αなど、バナナのたたき売りのような外交をやってきたことである。こういう人たちの意見を聞きたい。尖閣をどうするのか、竹島をどうするのか。これらの問題も折半論で解決するのか。

最近入ってくる情報では、日本の対露・対中外交の現状に東南アジア諸国・モンゴルなどの国々が失望しているという。日本は、露中に対して歴史の正義を求めていくべし。国家にとって、領土・領海、領空の確立は国家存立の座標軸であり、その基礎を軽々しく動かせばアジア諸国のみならず、米欧をはじめとする全世界に軽蔑されることになる。日本人はそんな日本を望まないはずである。

かつて英国の老政治家は、この世に永遠の友も永遠の敵もいないと言った。国際情勢は動くのだ。今後のロシア、中国、欧米・ロシア関係など世界は動いて行く。焦らず、慌てず、諦めず――。日本はじっくりと腰を落とすべきだ。今は忍耐と我慢の時代である。

読売新聞　2011年5月24日　朝刊　12ページより

「日露間の平和条約不要」

露副首相、北方領土再訪も明言

【シンガポール＝青木伸行】ロシアのイワノフ副首相は5日、アジア安全保障会議での演説に続く質疑で、いわゆる「平和条約不要論」に言及するとともに北方領土の再訪問を明言した。北方領土問題で日本は、四島の帰属問題を解決し平和条約を締結するとの立場をとっている。しかし、イワノフ氏は「平和条約がなくても（日本との）関係を継続することができる」と指摘した。

その理由として、貿易が拡大し、日本の主要企業がロシアに投資、ロシアは東日本大震災で支援するなど「（平和条約を締結していない現状でも）露日関係は悪くない。平和条約がなくても共存、貿易、人的交流をしている例は他にもある」と説明した。

また、5月に国後、択捉両島を訪れたイワノフ氏は「もう一度私が（北方領土を）訪問するということは、確実に言える」と述べた。「これまで3、4回（北方領土に）行っているが、先月訪れた際には日本側から悪い反応が出て驚いている」とも付け加えた。

読売新聞　2011年6月6日　朝刊　9ページより

1530年　李氏朝鮮　「新増東国輿地勝覧 八道総図」（朝鮮王朝作成）

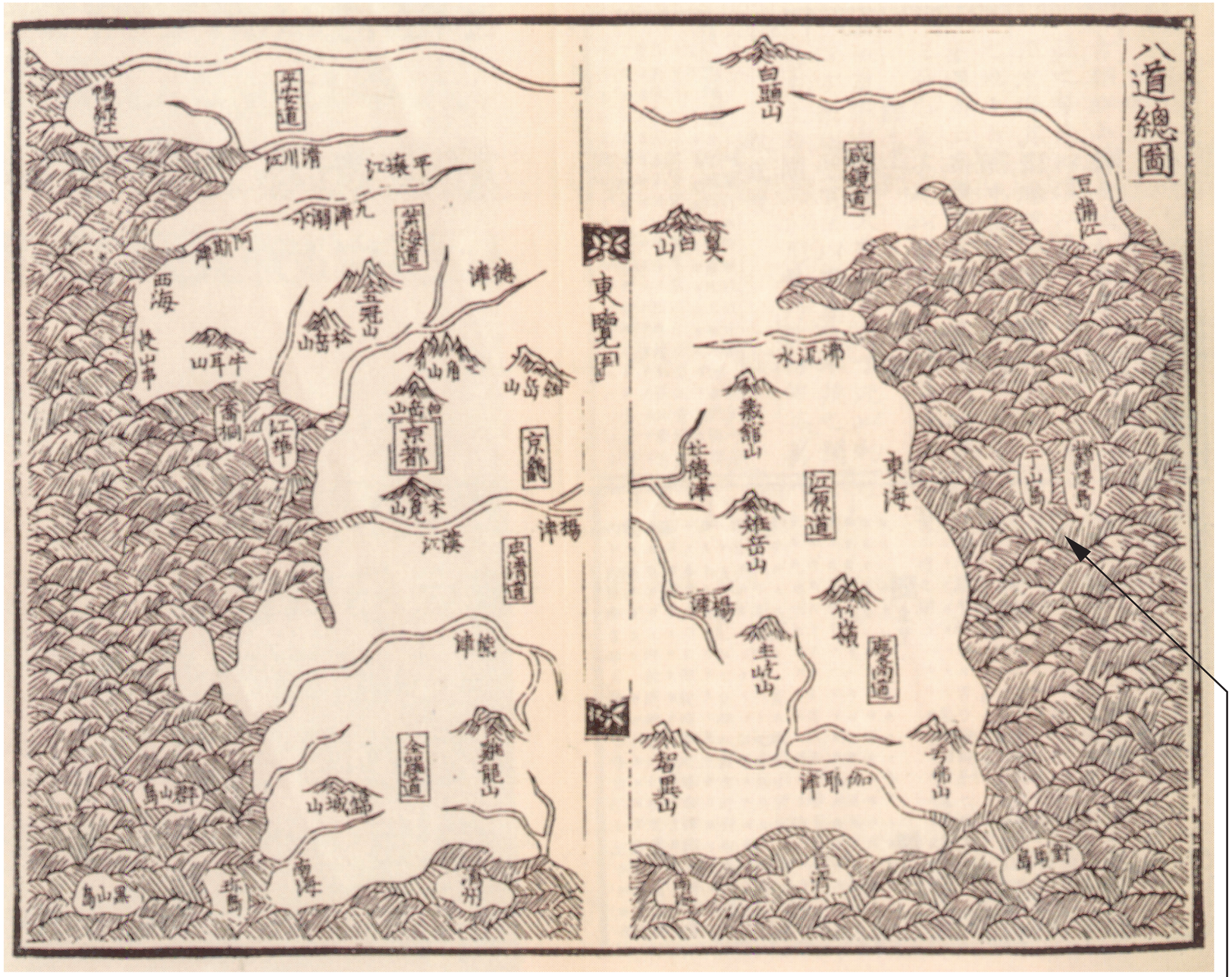

・韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）と主張。
・鬱陵島は73km^2（世田谷区（58km^2）より大きい）、竹島は0.20km^2。（日比谷公園とほぼ同じ面積）
・竹島は２つの島（東島・西島）で構成され、鬱陵島の南東88km先にある。
・于山島と竹島は、位置・面積・形状　すべて異なり、同一島でないことは明白。

鬱陵島と竹島の位置図

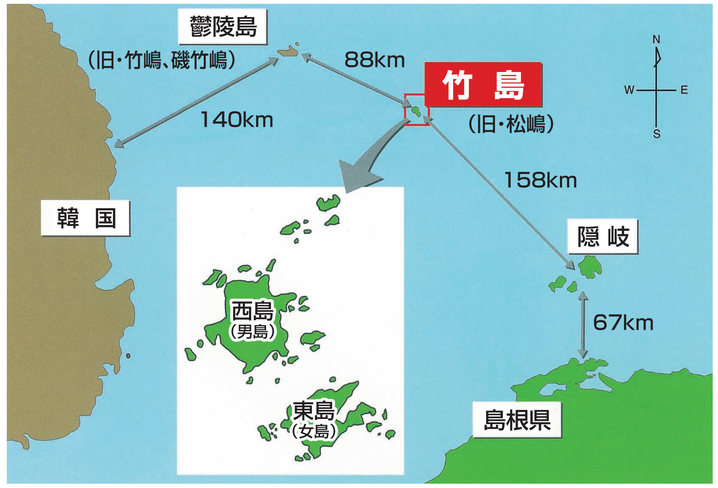

18世紀中期　「鬱陵島図」　ソウル大学校 奎章閣所蔵

・鬱陵島に近接して「所謂于山島」とあり
・この地図の于山島は鬱陵島の北東２kmに位置する竹島（＝チクトウ）を指す。

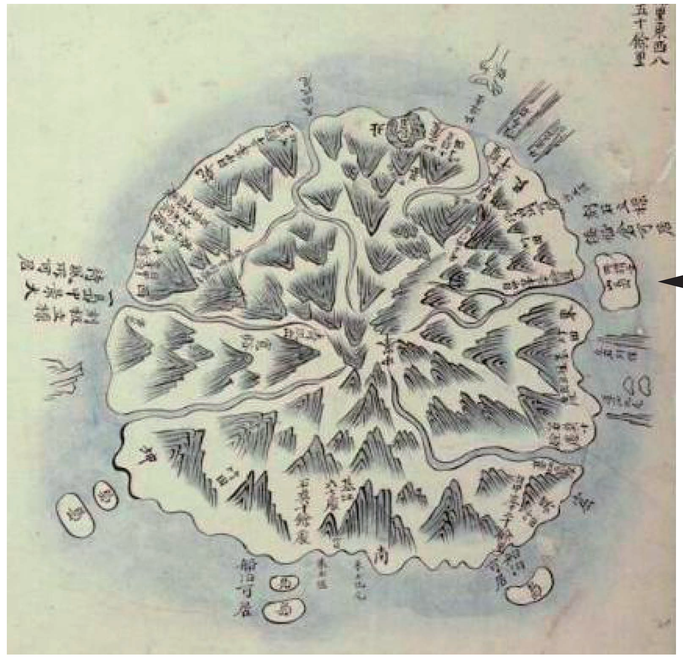

― 2015.5.17　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

江戸時代の竹島　1696年（元禄9年）

［小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図］（鳥取県立博物館蔵）

- 1696（元禄9）年、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図の写し。
- 島根半島から隠岐諸島、松嶋（現在の竹島）、そして、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋（現在の鬱陵島）の位置関係が正しく描かれている。
- 松嶋には「船すへ場（＝船着場）」の記述と小屋の絵が見られる。

⇒竹島では、江戸幕府の許可のもと、経済的活動を営んでいたことが確認できる。

鬱陵島　竹島　隠岐島

大谷家旧蔵「竹島渡海船の船印」（葵御紋入り）
（米子市立山陰歴史館所蔵）

1724年（享保９年）「竹嶋之図」
（鳥取県立博物館所蔵）※幕府提出の絵図の写し

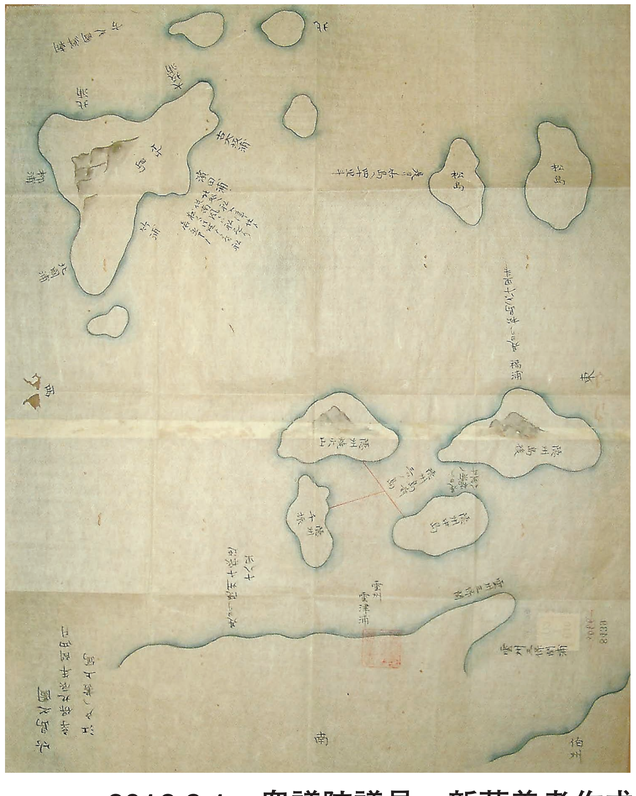

鬱陵島（旧竹嶋）　竹島（旧松嶋）　隠岐島

1899年　大韓帝国　地理教科書『大韓地誌』

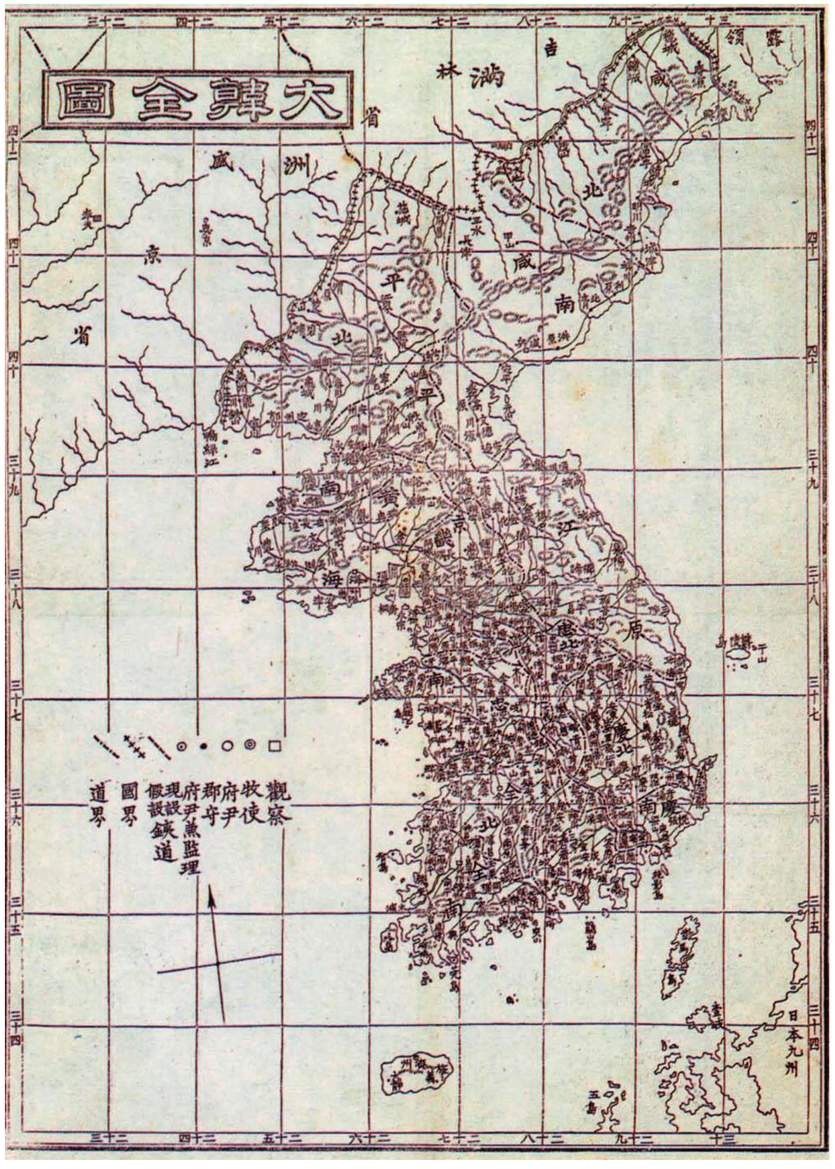

大韓地誌
第一篇　總論
第一課　位置　幅員　海岸
我大韓國位置ᄂᆞᆫ亞細亞洲東部에在ᄒᆞ야支那의東北部로부터日本海와黃海渤海間에突出ᄒᆞᆫ半島國이라北緯三十三度十五分에起ᄒᆞ야四十二度二十五分에至ᄒᆞ고東經(國境威鏡天池에서)百二十四度三十分에起ᄒᆞ야百三十度三十五分에至ᄒᆞ니東은日本海를界ᄒᆞ고西는黃海에濱ᄒᆞ고南은日本海와黃海에臨ᄒᆞ고東南은一海峽을隔ᄒᆞ야日本對馬島와相對ᄒᆞ고北은支那의吉林盛京兩省과疆을接ᄒᆞ야白頭山과豆滿江으로境을劃ᄒᆞ고東北一隅ᄂᆞᆫ豆滿江을隔ᄒᆞ야露領烏蘇里에接ᄒᆞ고幅員은面積이大約八萬二千方英里으로長은北東으로

日韓併合前の**大韓帝国地理教科書**
『大韓地誌』（1899年）
総論（位置）
・歴史学者玄采が記す。
・序は大韓帝国の学部編輯局（＝文部省に相当）の局長（李圭桓）が記す。
⇒教科書の刊行に大韓帝国が関与。

・大韓帝国の東限を　**東経130度35分**と記している。
⇒実際の竹島の経度は**東経131度52分**。
⇒竹島は大韓帝国の領域に入っていない。
・**「大韓帝国は日本海と黄海に囲まれる」**と記載される。
⇒現在韓国側が主張している「東海」、「西海」は使用されず。

1946年　韓国（米国軍政期）地理教科書『朝鮮地理』

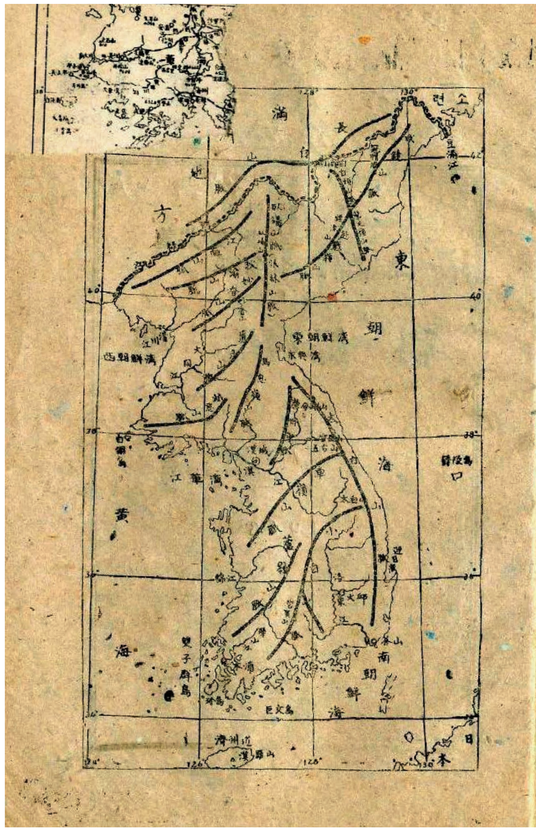

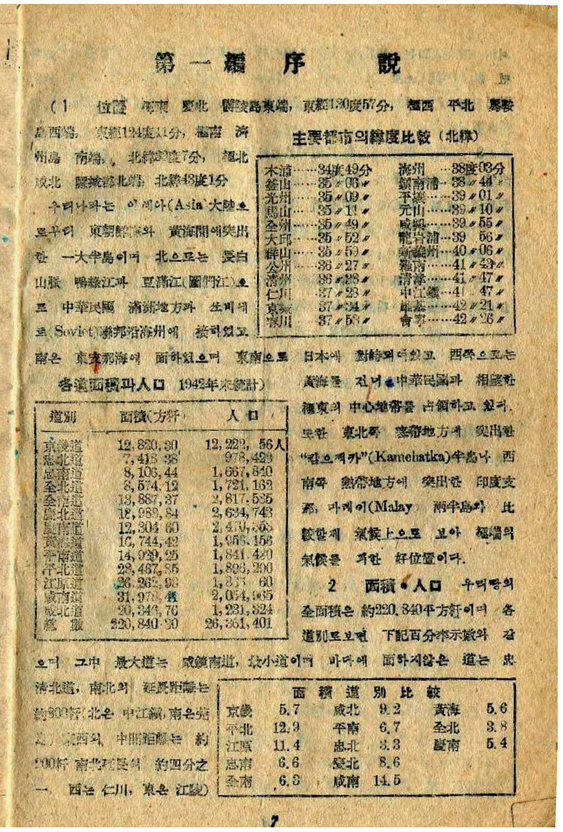
第一編　序說
（1　位置　朝鮮ハ東北ハ鬱陵島東端、東經130度57分、極西ハ平北鴨綠江西端、東經124度11分、極南ハ濟州島南端、北緯33度7分、極北ハ平北慈城郡北端、北緯43度1分
主要都市의緯度比較（北緯）
木浦…34度49分　清州…36度39分
釜山…35度06〃　鎭南浦…39度48〃
光州…35度09〃　平壤…39度01〃
馬山…35度11〃　元山…39度10〃
全州…35度49〃　咸興…39度55〃
大邱…35度52〃　龍岩浦…39度56〃
群山…35度56〃　新義州…40度06〃
公州…36度27〃　海南…41度33〃
忠州…36度58〃　清津…41度47〃
仁川…37度28〃　中江鎭…41度47〃
京城…37度34〃　雄基…42度21〃
春川…37度53〃　會寧…42度26〃
ハ中華民國　滿洲地方과　ᄯᅩ러시아(Soviet)聯邦沿海州에　接ᄒᆞ엿으며　東南은東海에　面ᄒᆞ엿으며　東南은ᄯᅩ
日本에　對峙ᄒᆞ엿고、西쪽으로는黃海를　건너　中華民國과　相對ᄒᆞᆫ
種族의　中心地帶를　占領ᄒᆞ고、있ᄂᆡ、
特히　東北쪽　滿洲地方에　突出ᄒᆞᆫ　印度支
那、마레이(Malay)　半島와　比
較ᄒᆞ야　氣候上으로　보아　極端의
氣候를　피ᄒᆞᆫ　好位置이다.
2　面積과人口　우리나라의
全面積은　約220,840平方粁이며　各
道別으로보면　下記百分率示數와　같
으며　그中　最大道는　咸鏡南道、最小道이며　따라서　面積과人口은　道는　忠
淸北道、南北의　緯度距離는
約900粁(北은　中江鎭、南은
2　東西의　中間距離는　約
900粁　南北緯度의　約四分之
一、西는　仁川、東은　江陵)
各道面積과人口　1942年末調計)

種別	面積(方粁)	人口
京畿道	12,820.30	12,229,56人
忠北道	7,418.36	978,429
忠南道	8,103.44	1,667,840
全北道	8,574.12	1,721,169
全南道	13,887.37	2,817,525
慶北道	18,989.84	2,624,743
慶南道	12,304.60	2,450,663
黃海道	16,744.42	1,956,156
平南道	14,929.25	1,841,420
平北道	28,467.85	1,896,200
江原道	26,262.93	1,375,60
咸南道	31,978.[illegible]	2,054,965
咸北道	20,346.76	1,233,824
總數	220,840.30	26,361,401

面積道別比較

京畿	5.7	咸北	9.2	黃海	5.6
平北	12.9	平南	6.7	全北	3.8
江原	11.4	忠北	3.3	慶南	5.4
忠南	6.6	慶北	8.6		
全南	6.3	咸南	14.5		

・戦後初めて刊行された**韓国の中学校の地理教科書**。
・ソウル近郊の景福中学校教諭など３名の執筆。
・朝鮮全図が収録されているが、**東端は鬱陵島**まで。
・竹島（韓国名 独島）は名称、位置も記載されず。
・韓国の東端を「極東　慶北鬱陵島東端　**東経130度57分**」とし、竹島（**東経131度52分**）を含めていない。
・韓国側の主張。
1945年９月マッカーサーラインによって、日本の漁船区域操業区域が制限され、竹島は日本の範囲外とされた。
1946年１月連合国総司令部の訓令677号で、竹島は暫定的に日本の行政区域から外され韓国領となった、と主張。
⇒しかし、その後の1946年に刊行した韓国の教科書でも、竹島は韓国領とせず。1952年４月サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領と決着。

― 2012.9.1　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

マッカーサーによる暫定行政区域の設定
1946（昭和21）年1月29日設定

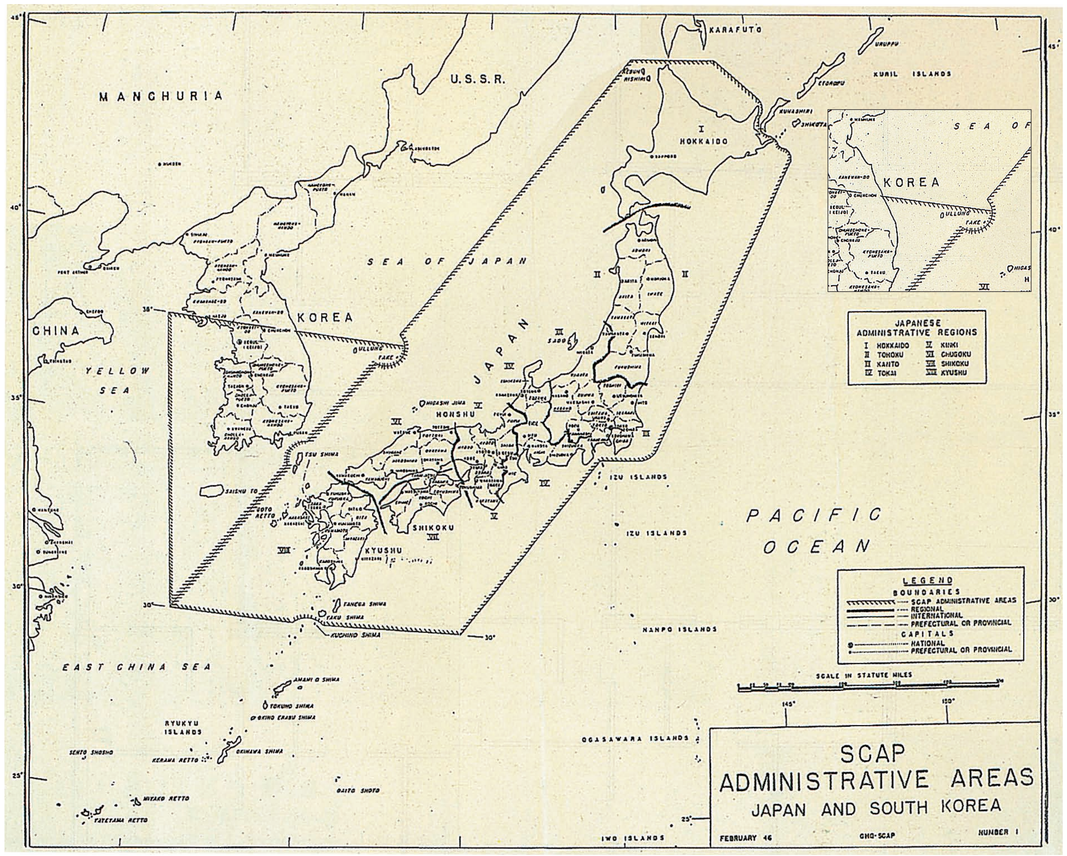

韓国・国立中央博物館編「行ってみたいわが領土、独島」、韓国・国立中央博物館、2006年より引用

第二次大戦直後の竹島

○SCAPIN第677号（連合国総司令部覚書）

1．1946(昭和21)年1月29日、連合国総司令部はSCAPIN（連合国総司令部覚書）第677号をもって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを暫定的に停止するよう指令しました。

2．その第3項では、この指令において、日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)及び対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと規定されました。また、日本の範囲から除かれる地域として、鬱陵島や済州島、あるいは伊豆、小笠原群島等に並び竹島も列挙しました。

3．1946年2月13日に行われた日本政府と連合国総司令部との会談で、連合国総司令部側は、SCAPIN第677号は、単なる連合国側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは何ら関連がなく、領土問題は後日の講和会議で決定されるべき問題であると明確に回答しています。実際、後の1951(昭和26)年９月にサンフランシスコで講和会議が開催され、9月8日サンフランシスコ平和条約が署名されました。

4．1952(昭和27)年4月28日には、サンフランシスコ平和条約の発効により、SCAPIN第677号といった行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。

サンフランシスコ平和条約で確定した日本の領土
1951（昭和26）年9月8日署名　1952（昭和27）年4月28日発効

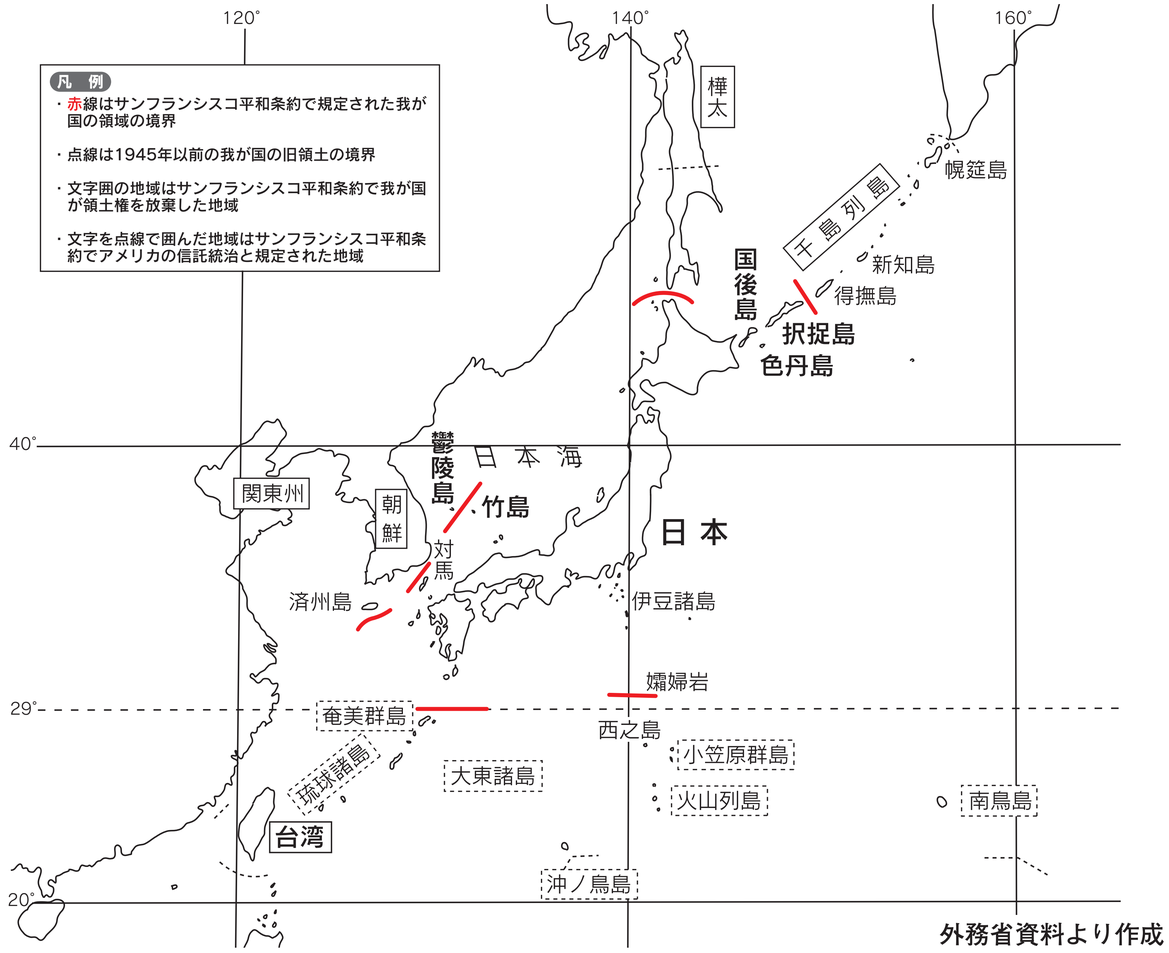

外務省資料より作成

サンフランシスコ平和条約における竹島の扱い

1．1951(昭和26)年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。

2．この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月19日、梁裕燦(ヤン・ユチャン)韓国駐米大使からディーン・アチソン米国務長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要求するというものでした。

3．この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月10日、ディーン・ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡をもって以下のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。

「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは見られない。・・・・」

これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において、竹島は我が国の領土であるということが規定されていることは明らかです。

韓国により引かれた李承晩ライン

1952（昭和27）年１月18日設定

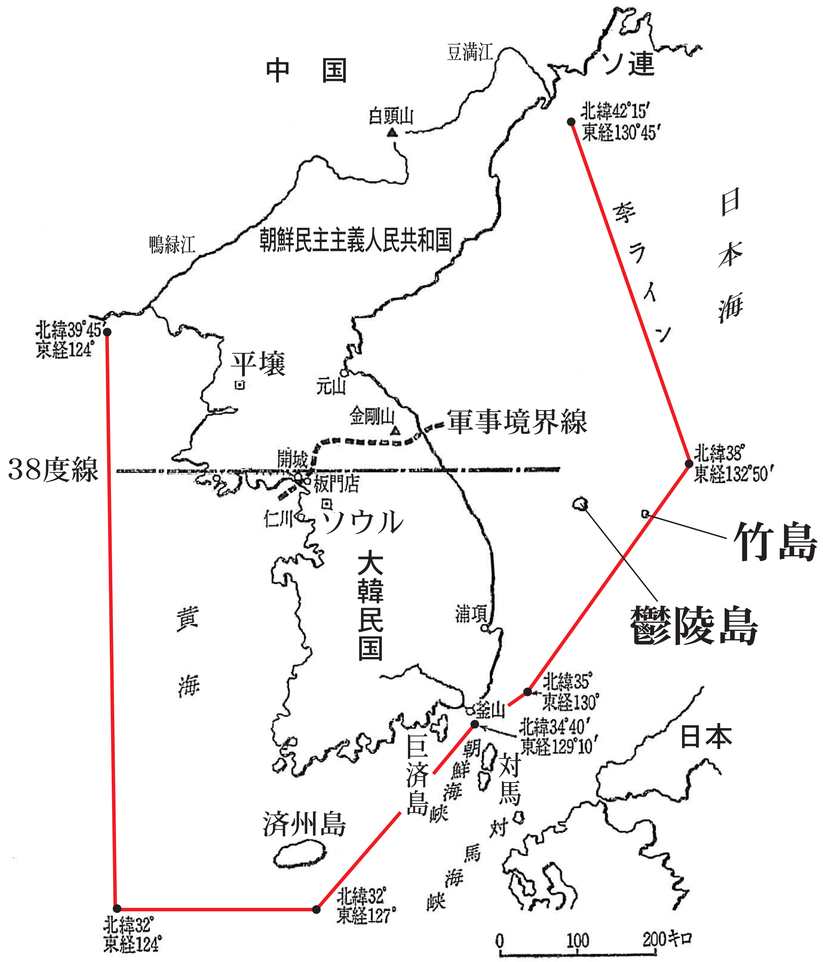

松本博一『激動する韓国』、岩波書店、1956年より作成

「李承晩ライン」の設定と韓国による竹島の不法占拠

1．1952(昭和27)年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」当時の国際法(領海は３海里以内)に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。

2．1953(昭和28)年3月、日米合同委員会で竹島の在日米軍の爆撃訓練区域からの解除が決定されました。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなりましたが、韓国人も竹島やその周辺で漁業に従事していることが確認されました。同年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から撤去するよう要求した海上保安庁巡視船が、鬱陵島住民により結成され、武装して竹島を警備していた「独島義勇守備隊」によって銃撃されるという事件も発生しました。

3．翌1954(昭和29)年6月、韓国内務部は韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表しました。同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が、韓国の沿岸警備隊の船から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島付近に派遣されていることが確認されました。

現　在　の　日　本　の　領　域

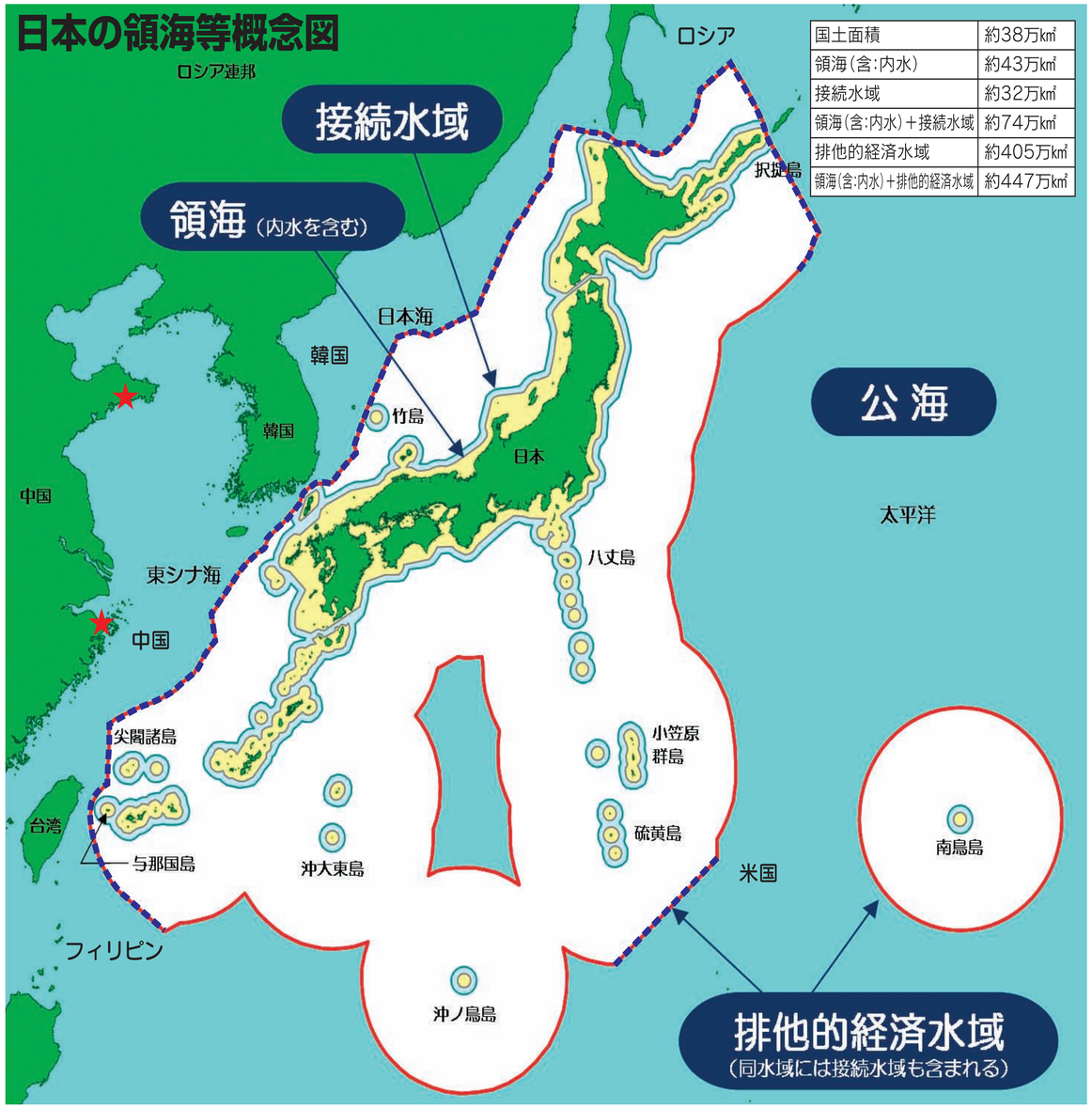

海上保安庁資料より（点線部分は新藤義孝加筆）

サンフランシスコ平和条約によって確定した領土に加えて、上記地域が本土に復帰しており、現在の日本領土となっている。

- 奄美群島：1953(昭和28)年12月25日復帰
- 小笠原群島(火山列島、西之島、南鳥島、沖ノ鳥島を含む)：1968(昭和43)年6月26日復帰
- 琉球諸島(大東諸島を含む)：1972(昭和47)年5月15日復帰

― 2011.9.1　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

竹島をめぐる問題①

１　我が国の立場

●竹島は、歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本の固有の領土であるという日本の立場は一貫しており、冷静に粘り強く対応していく。

２　最近の韓国政府関係者等（肩書きは当時）による竹島上陸の状況

◆２０１２年
　８月１０日　李明博（イ・ミョンバク）大統領
　８月１９日　孟亨奎メン・ヒョンキュ）行政安全部長官、
　　李秉錫イ・ビョンソク）国会副議長他
→我が国は、８月２１日、①関係閣僚会合を開催、②国際司法裁判所提訴を提案。
　１０月２３日　劉承ミン（ユ・スンミン）韓国国会国防委員長、他国防委員計１４名
◆２０１３年
　６月　５日　韓善教（ハン・ソンギョ）セヌリ党議員
　８月１３日　金ハンギル民主党代表、他民主党議員計２０人
　８月１４日　金乙東（キム・ウルドン）セヌリ党議員
◆２０１４年
　１月２９日　慶尚北道知事
◆２０１６年
　７月２５日　文在寅（ムン・ジェイン）「共に民主党」前代表（非議員）
　８月１５日　羅卿ウォン（ナ・ギョンウォン）セヌリ党議員以下「国会独島訪問団」計１０人
◆２０１７年
１月２５日金寛容（キム・グァンヨン）慶尚北道知事
◆２０１８年
５月２３日沈載権（シム・ジェグォン国会議員
→これらの上陸に対し、我が国から直ちに厳重な抗議を実施。

３　その他の動き

◆２０１７年　１月　韓国京畿道議会の超党派議員団が慰安婦像を竹島に設置するための募金活動を開始（その後、民間団体による募金活動に切り替える旨発表。）
◆２０１７年１０月　韓国海兵隊が「戦略島しょ防衛司令部」創設計画に言及。
◆２０１７年１０月　韓国国防委員会による竹島周辺の飛行
◆２０１７年１１月　米韓首脳夕食会において「独島エビ」を提供
◆２０１８年　４月　韓国国会教育文化体育観光委員会による竹島上陸計画（未上陸）
◆２０１８年　４月　南北首脳会談及び晩餐会における竹島を描いた朝鮮半島図の使用
→我が国から直ちに厳重な抗議を実施。

竹島上陸者数の推移
（韓国外交部ホームページ）

年	竹島上陸者数
2005	4万1134人
2006	7万8152人
2007	10万1428人
2008	12万9910人
2009	13万5376人
2010	11万5074人
2011	17万9621人
2012	20万5778人
2013	25万5838人
2014	13万9892人
2015	17万8785人
2016	20万6630人
2017	20万6111人
2018.6（現在）	10万7416人
合　計	208万1145人

外務省資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

竹島をめぐる問題②

４　韓国政府が計画中の竹島に関する主な事業（各種報道より）

（１）海洋科学基地建設計画

　韓国海洋研究院が竹島の北北西側１kmの海上に大規模な施設建設を計画。2011年に入札が行われ、2012年末に構造物の建設が終了。海上への設置は更に1年ほどかかるとされていたが、2018年7月現在まで、計画は保留されている。

（２）防波堤事業計画

　竹島訪問客の増加による旅客船の安定的な接岸等のために防波堤を拡大する事業。国土海洋部の計画によれば、海水通過が可能な親環境的な防波堤長さ265m、幅20mを建設するとともに、波力発電設備、水中観覧室、展望台等を設置するとされている。2011年、国土海洋部は防波堤建設工事事業の実施設計を担当する会社を選定し、本契約を締結した。しかし、2018年7月現在、計画は保留されている。

（３）現場管理事務所建設計画入島支援センター）

　韓国の地方自治体である慶尚北道が、天然保護区域の毀損防止、訪問客の安全管理、研究調査活動などを支援するために、現場管理事務所の建設を計画（3階建て、480㎡。）。2012年末に実施設計を終了し、2013年に着工予定とされた。しかし、2018年7月現在まで、計画は保留されている。

→報道等により確認した場合は、我が国から直ちに厳重な抗議を実施。

海洋科学基地建設計画
イメージ図（報道資料）

防波堤事業計画
イメージ図（報道資料）

現場管理事務所建設計画
イメージ図（報道資料）

５　韓国軍による竹島防御訓練

2015年	5/14	韓国軍が竹島防御訓練を実施	11/5	韓国軍が竹島防御訓練を計画
2016年	6/8	韓国軍が竹島防御訓練を実施	12/21	韓国軍が竹島防御訓練を実施
2017年	6/15	韓国軍が竹島防御訓練を実施	12/28	韓国軍が竹島防御訓練を実施
2018年	6/18	韓国軍が竹島防御訓練を実施		

韓国・鬱陵島視察入国拒否 2011(平成23)年8月1日

産経新聞　2011年8月2日（火）
朝刊　1ページより

― 2011.8.5　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

韓国による竹島周辺の我が国の排他的経済水域における我が国の同意のない調査活動

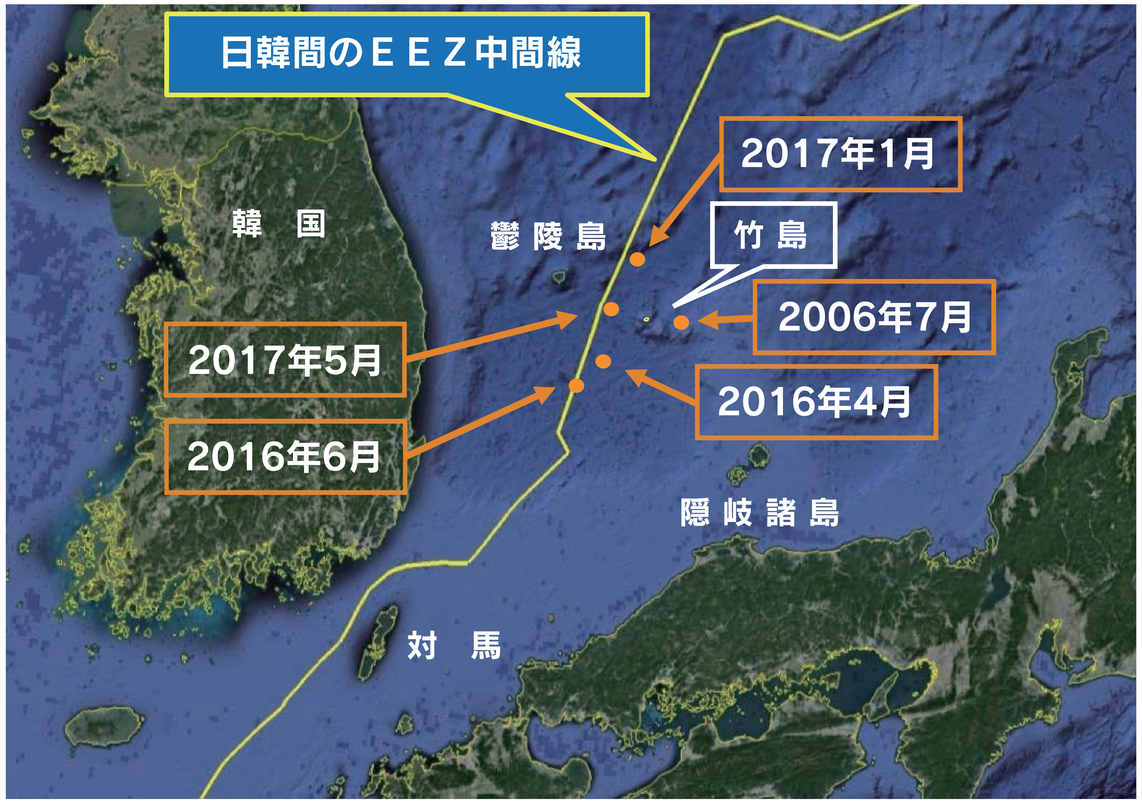

	船名	船籍 所属
２００６年７月	HAE YANG 2000	韓国 韓国国立海洋調査院
２０１６年４月	AKADEMIK M. A. LAVRENTYEV	ロシア（所属不明） 調査主体：ソウル大学
２０１６年６月	探海２	韓国 韓国地質資源研究院
２０１７年１月	Isabu	韓国 韓国海洋科学技術院
２０１７年５月	HAE YANG 2000	韓国 韓国国立海洋調査院

<u>→我が国から直ちに厳重な抗議を実施</u>。

HAE YANG 2000

AKADEMIK M. A. LAVRENTYEV

探海２

Isabu

尖閣諸島の概要

○尖閣諸島とは、魚釣島、北・南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称
○尖閣諸島の長期にわたる平穏かつ安定的な維持及び管理を図るため、平成24年9月11日、海上保安庁が尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を取得・保有

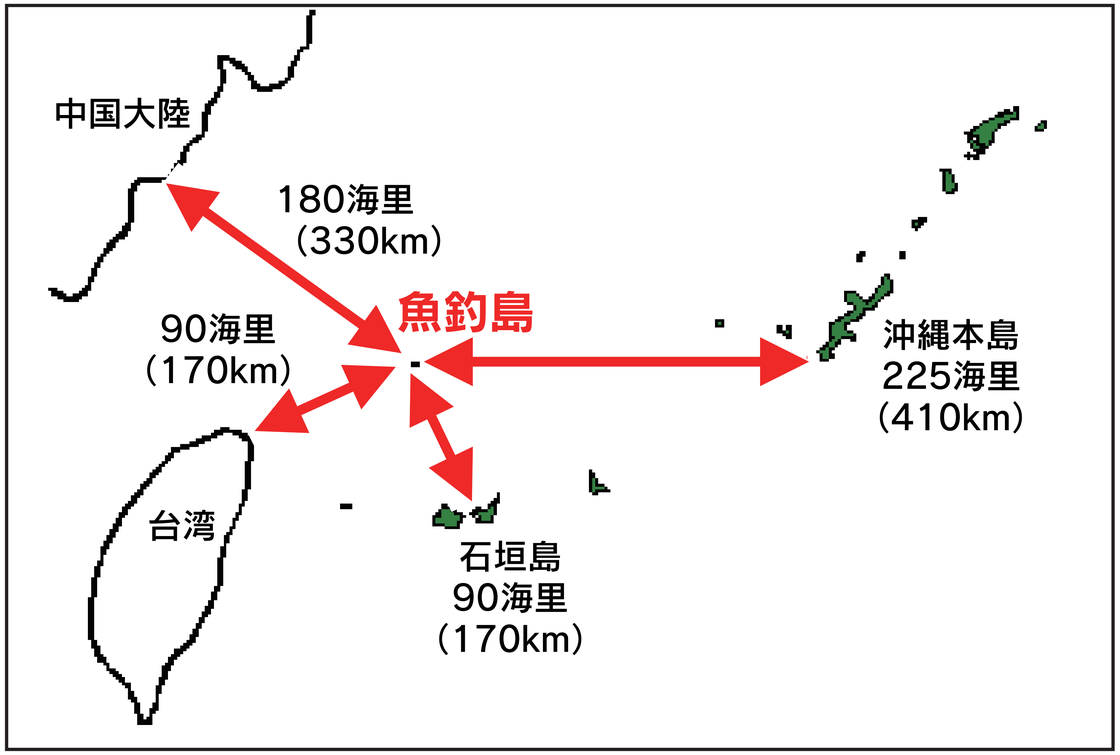

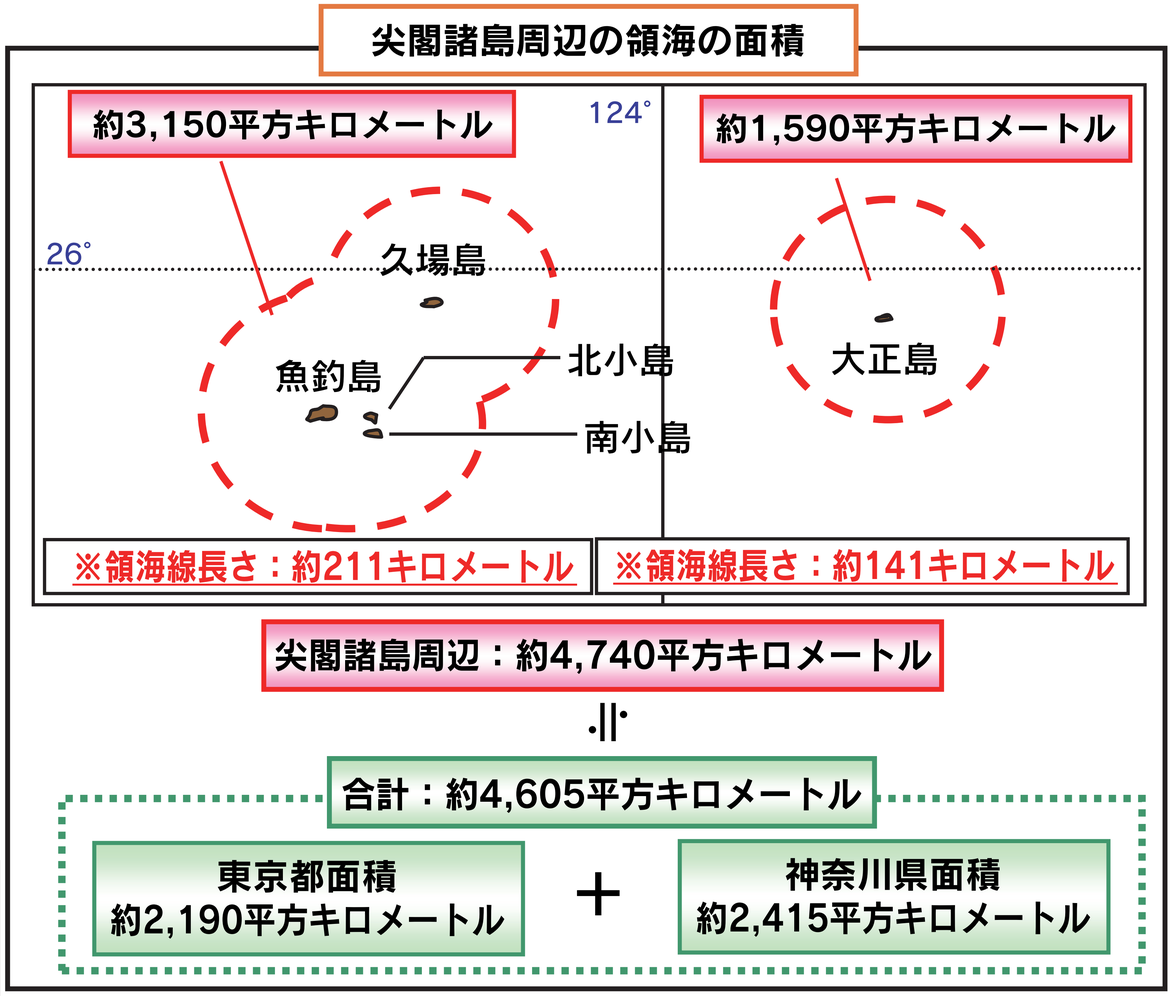

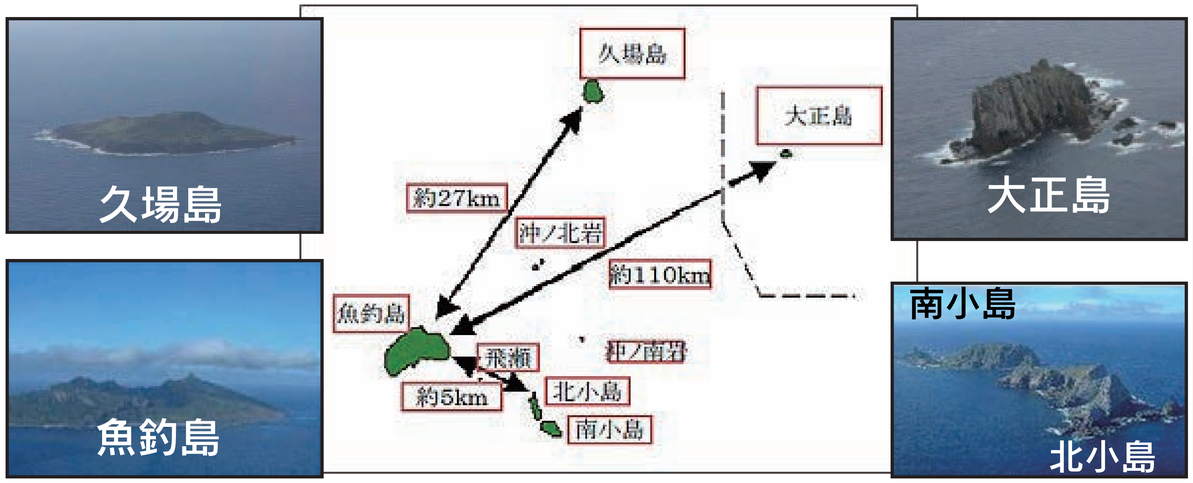

名称	所有者	その他
魚釣島	国（海上保安庁）	行政財産
北小島	国（海上保安庁）	行政財産
南小島	国（海上保安庁）	行政財産
久場島	民間	防衛省賃借（米軍射爆場）
大正島	国（財務省）	普通財産（米軍射爆場）
沖ノ北岩	国（財務省）	普通財産
沖ノ南岩	国（財務省）	普通財産
飛瀬	国（財務省）	普通財産

海上保安庁資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

写真が語る

尖閣諸島は日本固有の領土だ

尖閣諸島は明治二十八年一月十四日日本領土に編入されました

尖閣諸島は、明治28年1月14日にわが国領土に編入され、多くの日本人の手で開発。一時は2百名を超える人達がカツオ節工場などに従事していました。

戦後の一時期は、米軍の管轄下にありましたが、沖縄とともに日本に返還され今日に至っています。現在は、沖縄県石垣市の行政管轄地域となっています。

ここに紹介した写真（明治43年頃撮影）は、当時の様子を今に伝えています。

当時、魚釣島に200名余の人々が暮らしていた

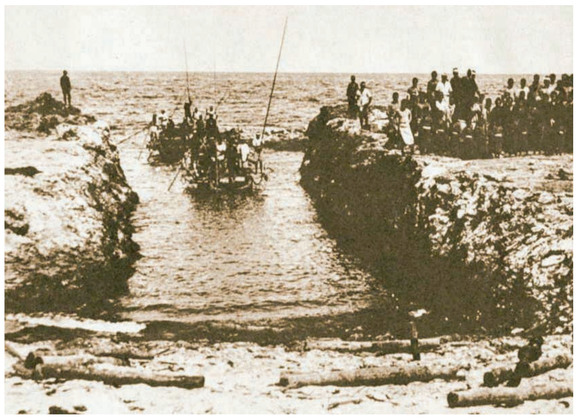

魚釣島唯一の港、10年かけて築港されたという

魚釣島で行われている盛んなカツオ漁の風景

魚釣島には国旗を掲げた10戸ほどの人家が見える

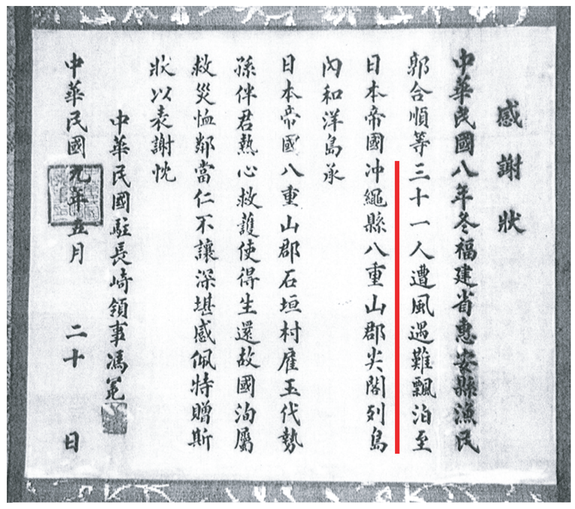

感謝狀

中華民國八年冬福建省惠安縣漁民
郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至
日本帝國沖繩縣八重山郡尖閣列島
內和洋島救
日本帝國八重山郡石垣村雇玉代勢
孫伴君熱心救護使得生還故國洵屬
救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯
狀以表謝忱

中華民國駐長崎領事馮冕

中華民國九年五月　二十　日

尖閣沖の漂流民救助に中華民国が出した感謝状、文中に「尖閣列島」の文字が見える(大正9年)

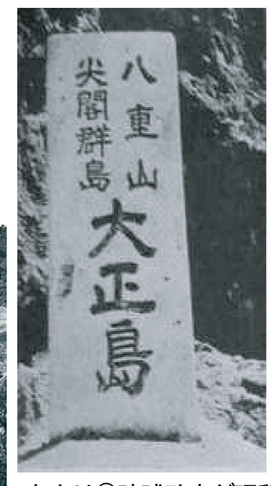

左より①琉球政府が昭和45年7月設置した領域表示板　②と③石垣市が建立した魚釣島の行政管理標識　④石垣市が建立した大正島の行政管轄標識　⑤同じく魚釣島の行政管理標識

＊これらの標識はいずれも戦後に撮影されたものです

尖閣諸島を巡る歴史

明治28年　尖閣諸島を沖縄県に編入することを閣議決定

昭和44年　国連アジア極東経済委員会により尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘

昭和46年　台湾（6月）、中国（12月）が史上初めて公式に尖閣諸島の「領有権」を主張

昭和52年　「領海及び接続水域に関する法律」が施行

昭和53年　4月12日～18日の間、延べ357隻の中国漁船が尖閣諸島領海内に侵入

平成8年　国連海洋法条約発効

平成8年　　中国調査船海洋4号の領海侵入
　　香港・台湾の活動家が小型船舶49隻により魚釣島に接近、41隻が領海侵入、4名が上陸
平成16年　　中国活動家が中国漁船1隻により魚釣島領海に侵入、7名が上陸
平成20年12月 中国公船2隻が領海侵入

平成22年9月　尖閣諸島沖で中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生

中国公船が尖閣諸島周辺海域を徘徊する事案が断続的に発生

中国公船等の領海侵入：平成23年1回、平成24年4回（1月～9月）
平成24年8月　香港活動家等が乗船した船舶が魚釣島領海に侵入、7名が上陸

平成24年9月　海上保安庁にて、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を取得・保有

常態的に中国公船が尖閣諸島周辺海域を徘徊

平成24年9月　台湾漁船約50隻が、台湾海岸巡防署所属船12隻に随伴され、尖閣諸島に接近、領海侵入
平成25年1月　台湾活動家が乗船した船舶が台湾海岸巡防署所属船4隻に随伴され尖閣諸島に接近、接続水域で断念、反転

平成25年7月
中国海警局発足

平成28年8月　中国漁船の領海侵入に続いて、中国公船が尖閣諸島領海内へ侵入

【中華民国駐長崎領事の感謝状】（仮訳）

中華民国8年冬，福建省恵安県の漁民である郭合順ら31人が，強風のため遭難し，<u>日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島</u>に漂着した。

日本帝国八重山郡石垣村の玉代勢孫伴氏の熱心な救援活動により，彼らを祖国へ生還させた。救援において仁をもって進んで行ったことに深く敬服し，ここに本状をもって謝意を表す。

中華民国駐長崎領事馮冕
中華民国9年5月20日
（外務省HPより）

領有権主張活動家船舶を規制する巡視船

尖閣諸島をめぐる情勢

最近の動向

◆２００８年１２月、中国海警（当時は「海監」）船舶が尖閣諸島沖の領海に初めて侵入。
２０１２年９月以降は、天候不順等を除き、ほぼ毎日接続水域を航行。月２～３回の頻度で領海に侵入。
◆２０１６年８月、中国の「禁漁期」明けに、２００～３００隻の中国漁船が尖閣諸島周辺海域に来航。これらの一部に続く形で多くの中国公船（海警、海監、漁政）が領海に侵入。
◆２０１６年６月、中国海軍の水上艦艇が尖閣諸島周辺の我が国接続水域に初めて入域。
２０１８年１月、中国海軍の水上艦艇が尖閣諸島周辺の我が国接続水域に再び入域するとともに、潜水艦が入域（潜没航行）。

警戒監視中の海保庁巡視船（後ろは魚釣島）

我が国の基本的立場

◆尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。**領有権をめぐる争いは存在しない**。
◆中国による一方的な現状変更の試みに対しては、引き続き、**冷静かつ毅然として対応**。

警戒監視中の海保庁巡視船

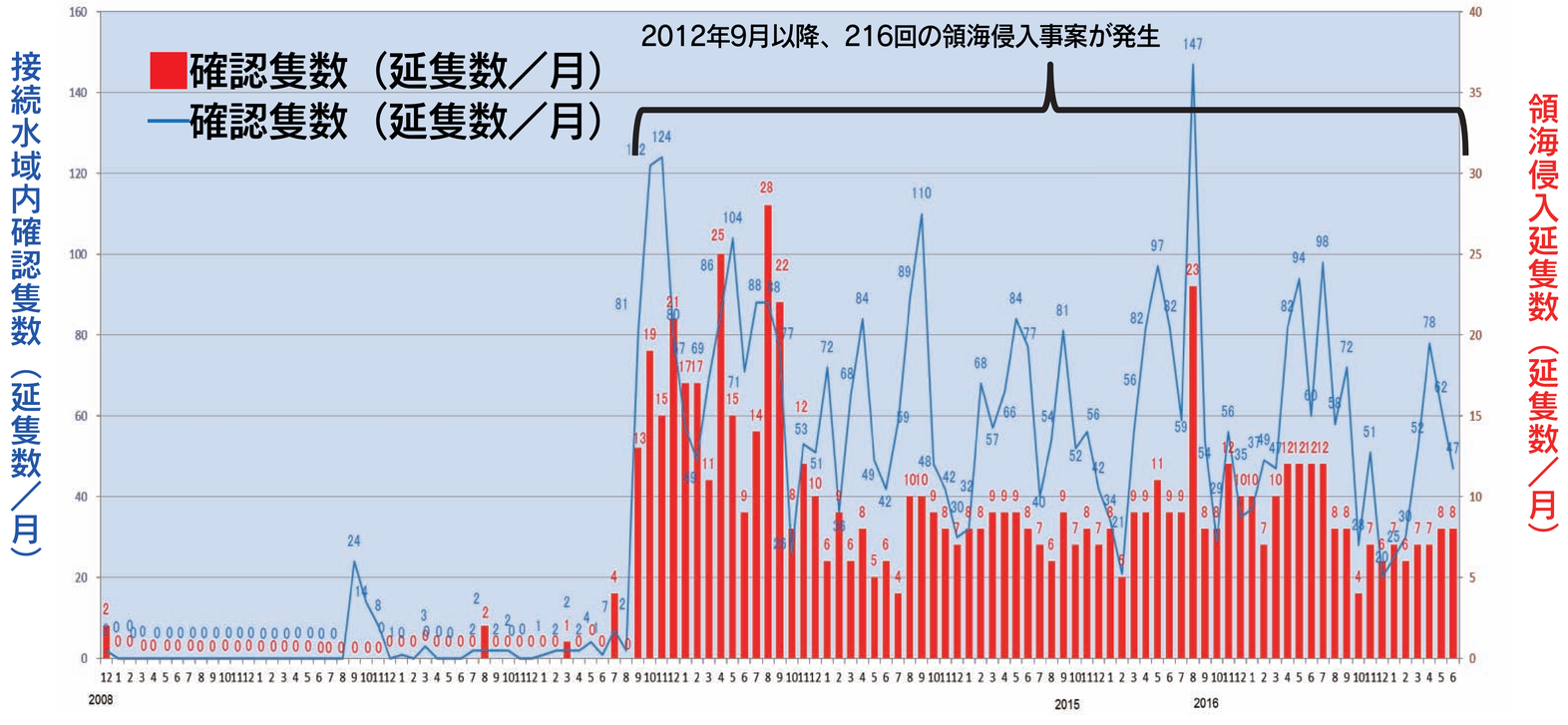

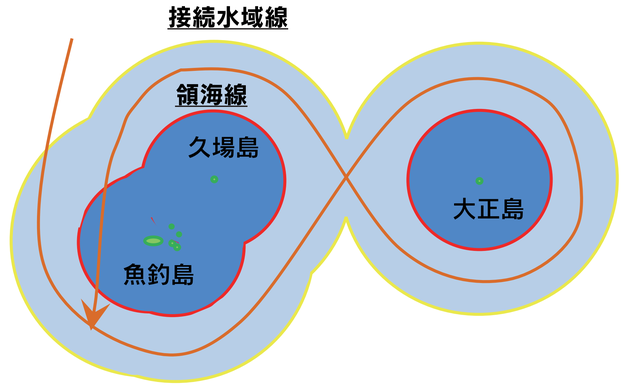

尖閣諸島周辺海域における
中国公船の動き（イメージ）

【参考】２０１２年９月以前の領海侵入
２００８年　１２月８日海監２隻
２０１１年　８月２４日漁政２隻
２０１２年　　３月１６日海監１隻
２０１２年　　７月１１日漁政３隻（翌日、再度１隻が侵入）

2018年6月末現在

外務省資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

尖閣諸島周辺海域の状況

中国公船の増強・大型化・武装化

尖閣諸島周辺海域における中国公船の動向【平成30年7月4日1200時点】

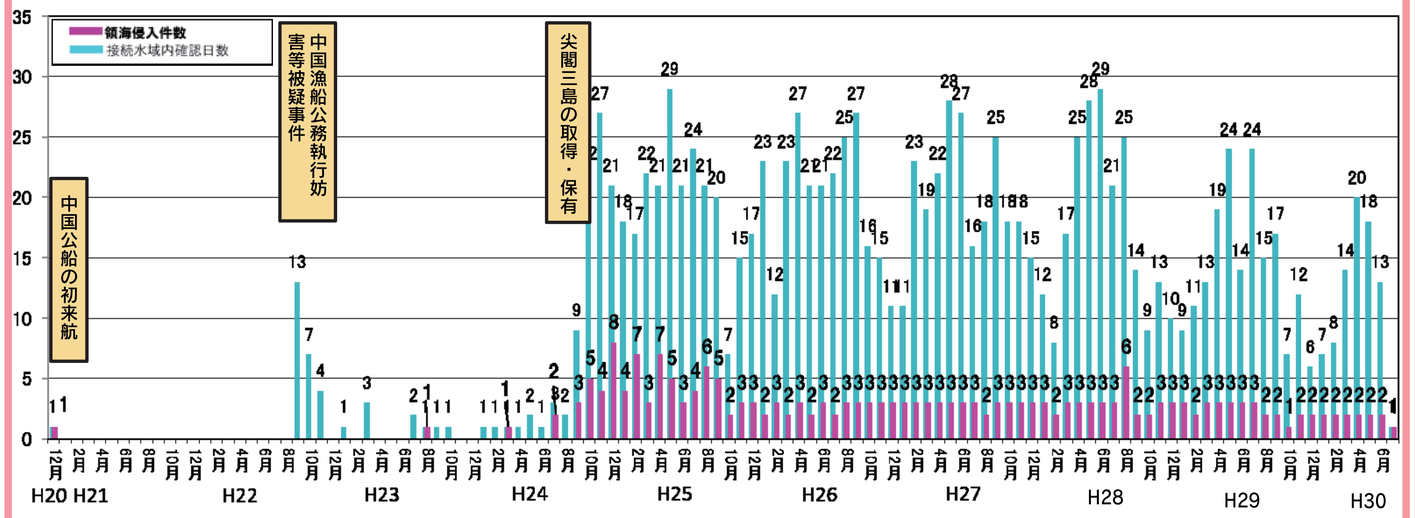

※平成28年9月以降、中国公船４隻による領海侵入が多く確認されるようになっている。
（近年は中国公船隻による領海侵入が多く確認されていた。）

◎中国公船の勢力増強

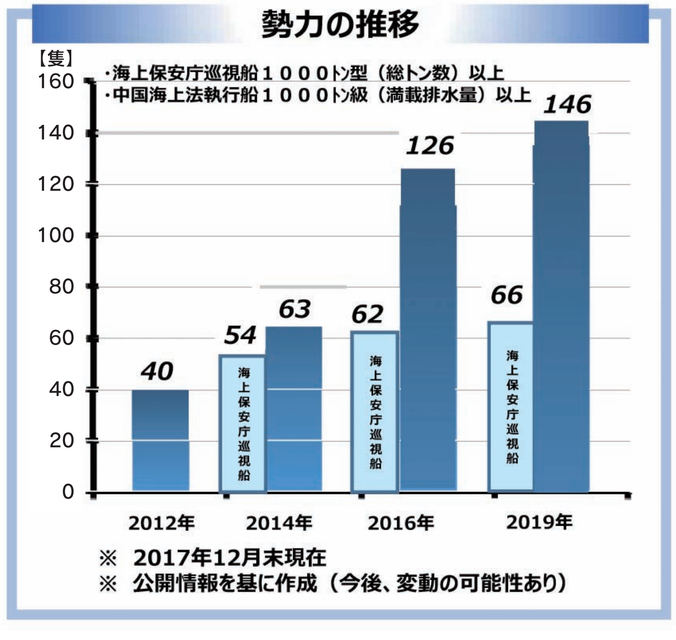

※ 2017年12月末現在
※ 公開情報を基に作成（今後、変動の可能性あり）

◎中国公船の大型化・武装化

大口径の砲を装備した1万トン級中国公船

機関砲のようなものを搭載した中国公船

大量の中国漁船の出現等

【平成30年７月４日時点】

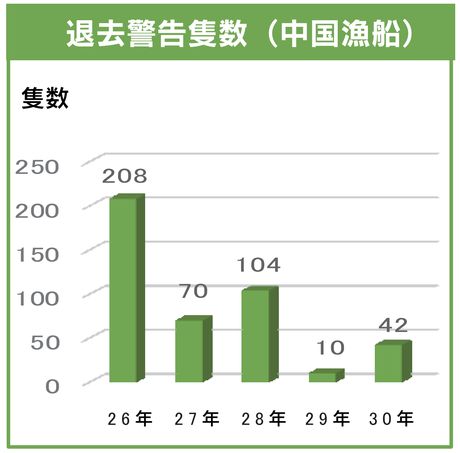

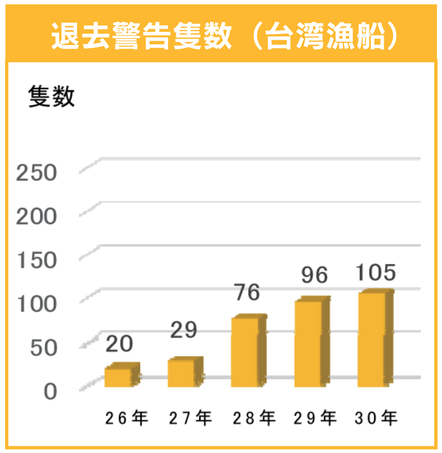

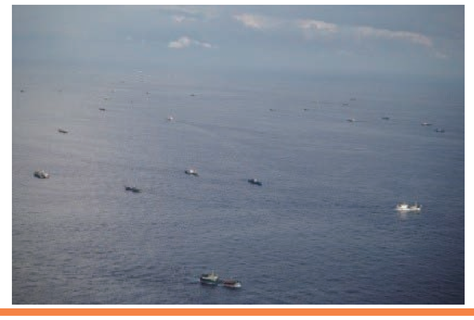

中国海洋調査船による海洋調査

【平成30年７月４日1200時点】

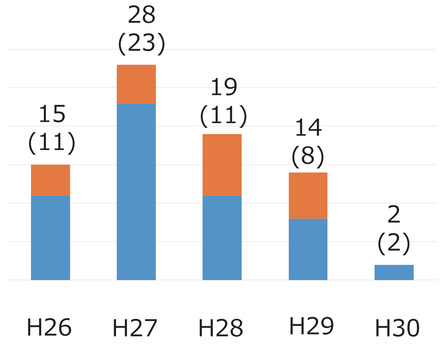

海洋調査船による
我が国の同意を得ない海洋調査件数

※（ ）内は中国海洋調査船等の件数

海上保安庁資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

尖閣領海警備専従体制の整備

平成24年の尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の取得・保有以降、尖閣諸島周辺海域では中国海警船による徘徊、領海侵入等が繰り返されており、海上保安庁では同海域での領海警備に万全を期すため、**巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制**を推進。

平成28年2月に新造大型巡視船10隻目が就役したほか、運用に不可欠な専用桟橋等の整備を行い、平成27度末に当面の**尖閣領海警備専従体制を整備**。

大型巡視船（新造）10隻（※12隻相当）　**ヘリコプター１機搭載型巡視船（延命・機能向上）２隻**

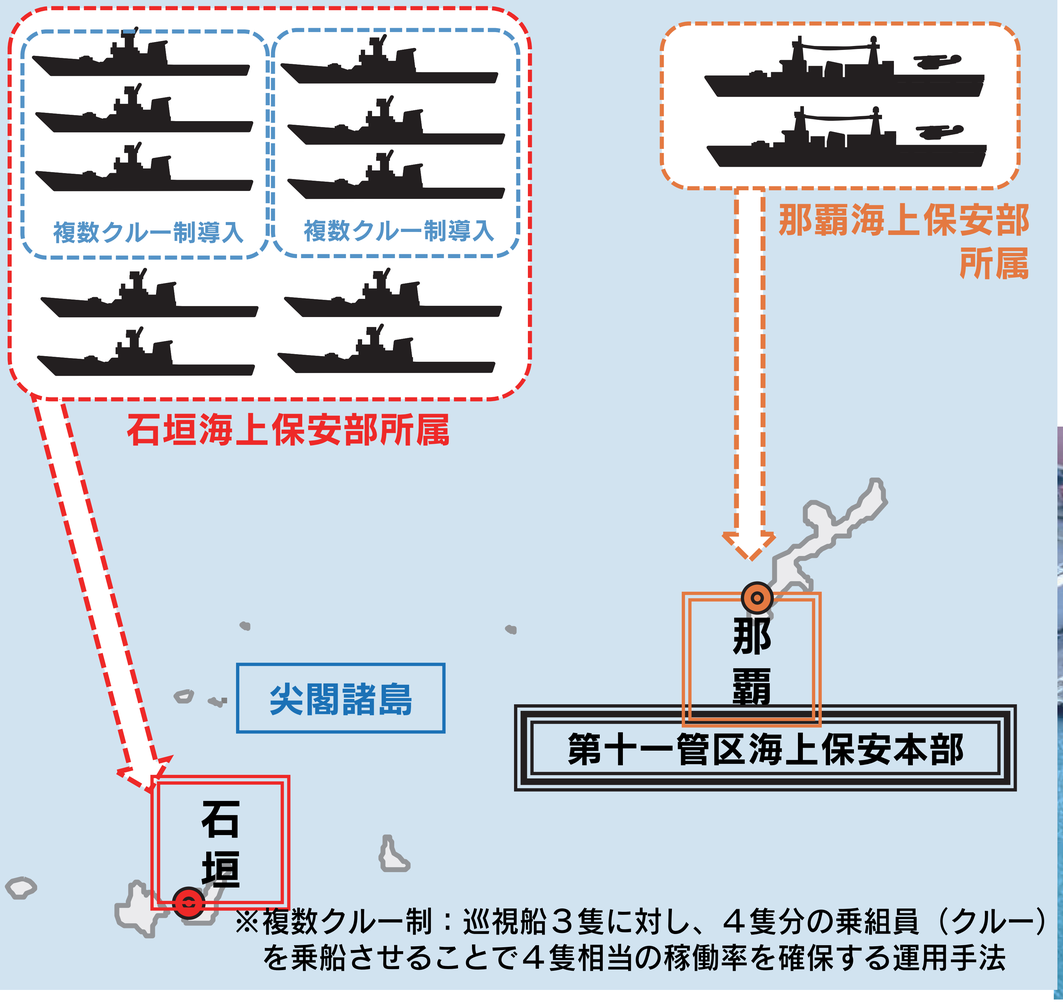

※複数クルー制：巡視船３隻に対し、４隻分の乗組員（クルー）を乗船させることで４隻相当の稼働率を確保する運用手法

ヘリコプター１機搭載型巡視船

大型巡視船

石垣港　専用桟橋
【28年3月完成】

尖閣上陸視察を検討　2011年

中国の漁業監視船「漁政201」（上）を警戒する海保巡視船＝24日午前６時30分ごろ、沖縄県・尖閣諸島の久場島沖　（第11管区海上保安本部提供）

2011年8月24日

尖閣沖に中国監視船　２隻一時領海内に侵入。
漁船衝突事件以降、中国監視船の侵入は初。

2011年8月23日

尖閣上陸視察を検討

衆院決算委 与党側は慎重姿勢

衆院決算行政監視委員会（新藤義孝委員長、自民）は23日、わが国固有の領土でありながら中国などが領有権を主張している尖閣諸島（沖縄県石垣市）に上陸視察する検討に入った。同日の理事懇談会で政府から尖閣諸島の警備実態など聴取した。与党側は慎重姿勢だが、実現すれば日本が尖閣諸島を有効に支配している実態を国際的にアピールする効果もある。

理事懇では、野党側が尖閣諸島の有人利用について審議を行う上で、情報不足を理由に上陸視察を提案。与党側は「新内閣の外交方針を見極めるべきだ」と即答を避けたが、新藤氏は「視察すべきだ」と主張した。与野党が合意すれば実施は9月以降になる見通し。

尖閣諸島のうち、最大の魚釣島など4島は私有地で、政府が平成14年から貸借管理し、だれであっても上陸を認めない方針をとっている。ただ、昭和54年、沖縄開発庁（当時）の調査団が魚釣島に上陸、調査を実施したほか、国会議員では平成9年に西村真悟衆院議員（同）が魚釣島を上陸視察した例がある。

（抜粋）

産経新聞2011年8月24日5ページ・2011年8月25日2ページより

尖閣諸島洋上視察　2012年

魚釣島に洋上より接近した、戦後二人目の国会議員。

島影を出ると船は大きく揺れる。

2012年1月19・20日

深夜11時、石垣港を出港。冬の東シナ海は波高3mに達する。
9トンの漁船で7時間、翌朝6時に魚釣島に到着しました。
闇の中に、灯台の小さな光が神々しく点滅していました。

魚釣島から20分で南小島に。レンガ積みの住居跡と難破船を確認。

2012年8月18・19日

8月15日に中国人活動家が不法上陸したばかりの魚釣島を再視察。洋上にて尖閣諸島・戦時遭難者慰霊祭を行いました。
その後、船で1時間かかる久場島を、国会議員として初視察しました。

明治時代の手堀り水路や工場、住居など開拓跡が残る。

米軍射爆場として借り上げられている久場島。

肥前鳥島沖合で中国漁船を検挙　2011年

2011年11月6日

長崎県肥前鳥島沖のわが国領海内に中国漁船が侵入。海上保安部巡視船が追跡、漁船の船長を漁業法違反により現行犯逮捕。

肥前鳥島は日本の領海・排他的経済水域（EEZ）の基線となる99の島の一つ。

この海域周辺は日中・日韓の暫定漁業水域が存在、日本のEEZ境界線に関して、中国・韓国と主張が異なっている。

男女群島は2006年まで有人灯台が存在したが現在は無人。

2011年12月9・10日　**党・領土に関する特命委員会　視察**

荒天により上陸断念。中尾郁子五島市長（当時）より現況説明。

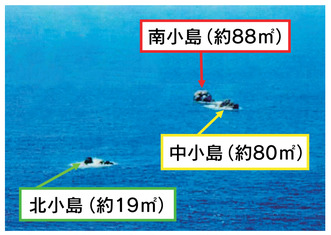

3島で構成される肥前鳥島

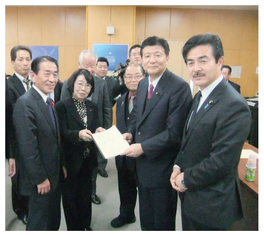

2011年12月26日　**日本の領土を守る議員連盟 上空視察**

撮影 新藤義孝　荒波かぶる肥前鳥島

洋上視察にかえて上空からの航空視察を実施。

海上保安庁の航空機により鹿児島空港から約250㎞、空から現地を確認。

男女群島・肥前鳥島　上陸視察　2012年

汗だくになり、女島灯台に登る

中国・韓国語で上陸を禁止する看板が

男女群島、女島には舳先をぶつけて上陸（国会議員初）

2012年7月27・28日　**五島市主催**

前回の視察・上陸断念がきっかけで企画。

男女群島・肥前鳥島への上陸は、いずれも国会議員として初。

若者流出、定住人口減少、過疎化、高齢化に対応するための「特定国境離島保全・振興法案」、「無人国境離島管理法案」を準備中。

本視察時に肥前鳥島の名称変更を提案 ⇒ 実現。

男女群島全景　柔らかな景観の女島、荒々しい男島

肥前鳥島（北小島）に上陸（国会議員初）

この島が日本の国境と豊かな海を形成してくれる

海上保安庁・国土地理院・インターネット資料・新藤義孝撮影動画、写真より

— 2015.5.23　衆議院議員　新藤義孝作成 —

外国海洋調査船の特異行動状況（平成26年～30年）

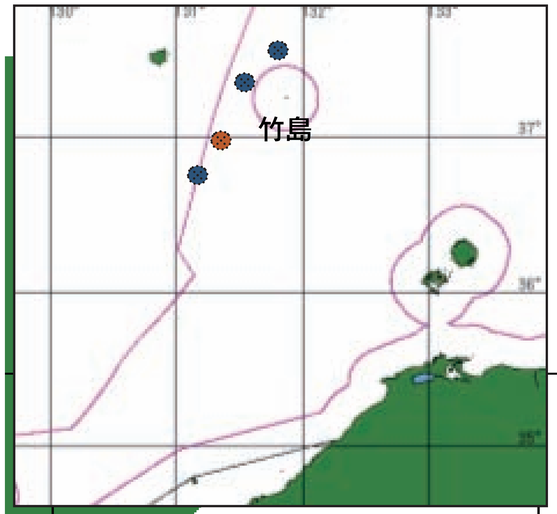

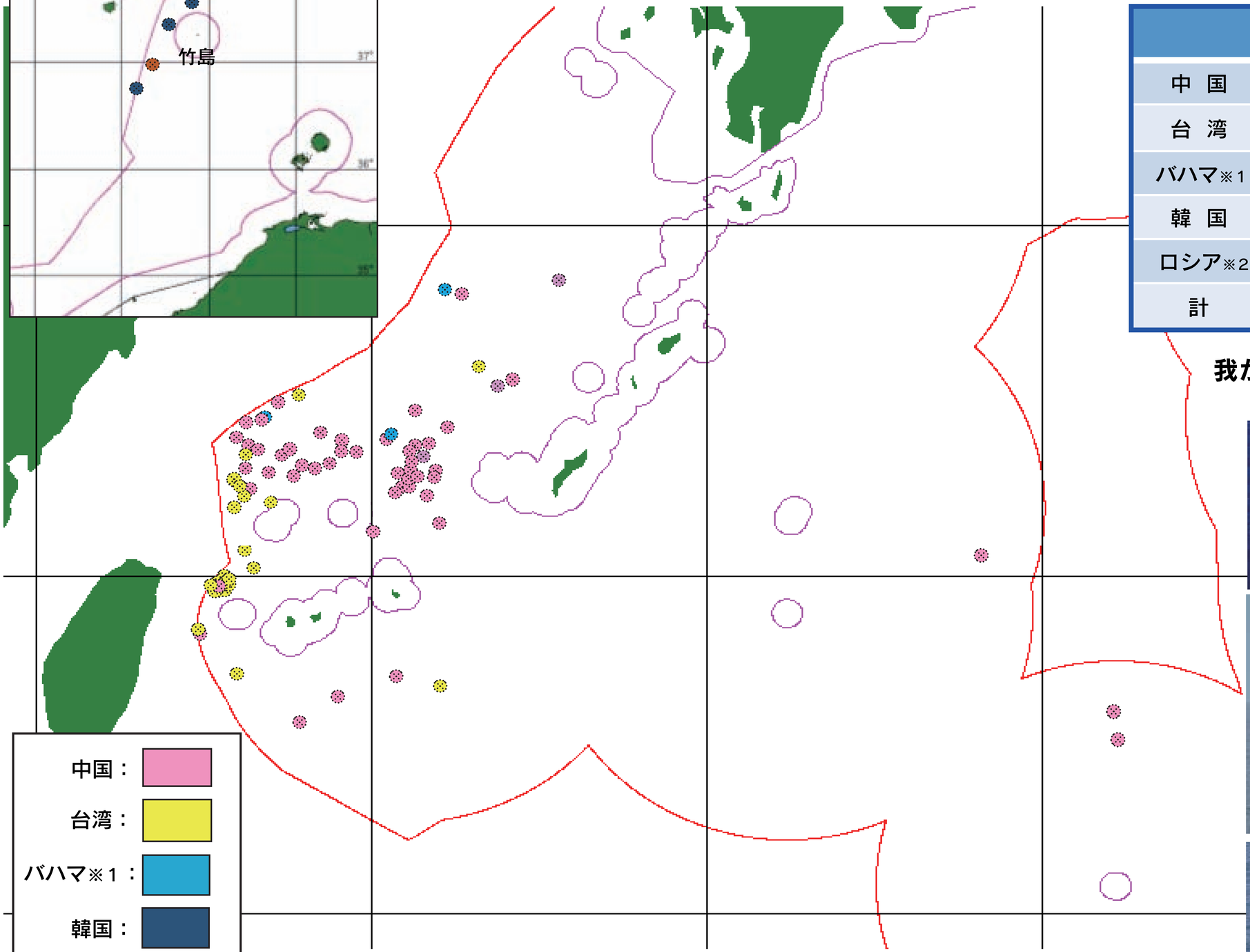

※１　当該バハマ籍船は、上海海洋石油局に所属
※２　調査主体は、韓国ソウル大学

外国海洋調査船特異行動件数（平成年７月19日現在）

	26年	27年	28年	29年	30年
中　国	９	２２	１１	８	３
台　湾	４	５	８	６	１
バハマ※１	２	１	０	０	０
韓　国	０	０	１	２	０
ロシア※２	０	０	１	０	０
計	１５	２８	２１	１６	４

我が国の同意を得ない調査活動等を行った外国海洋調査船

「向陽紅20」H30.4.19～20

「海研一號」H30.7.7

「科学」H30.6.28～30、7.14～

海上保安庁資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

海洋調査の必要性

中国・韓国による大陸棚申請（我が国EEZを含む）と海洋調査体制の強化

東シナ海における中国・韓国大陸棚申請位置図

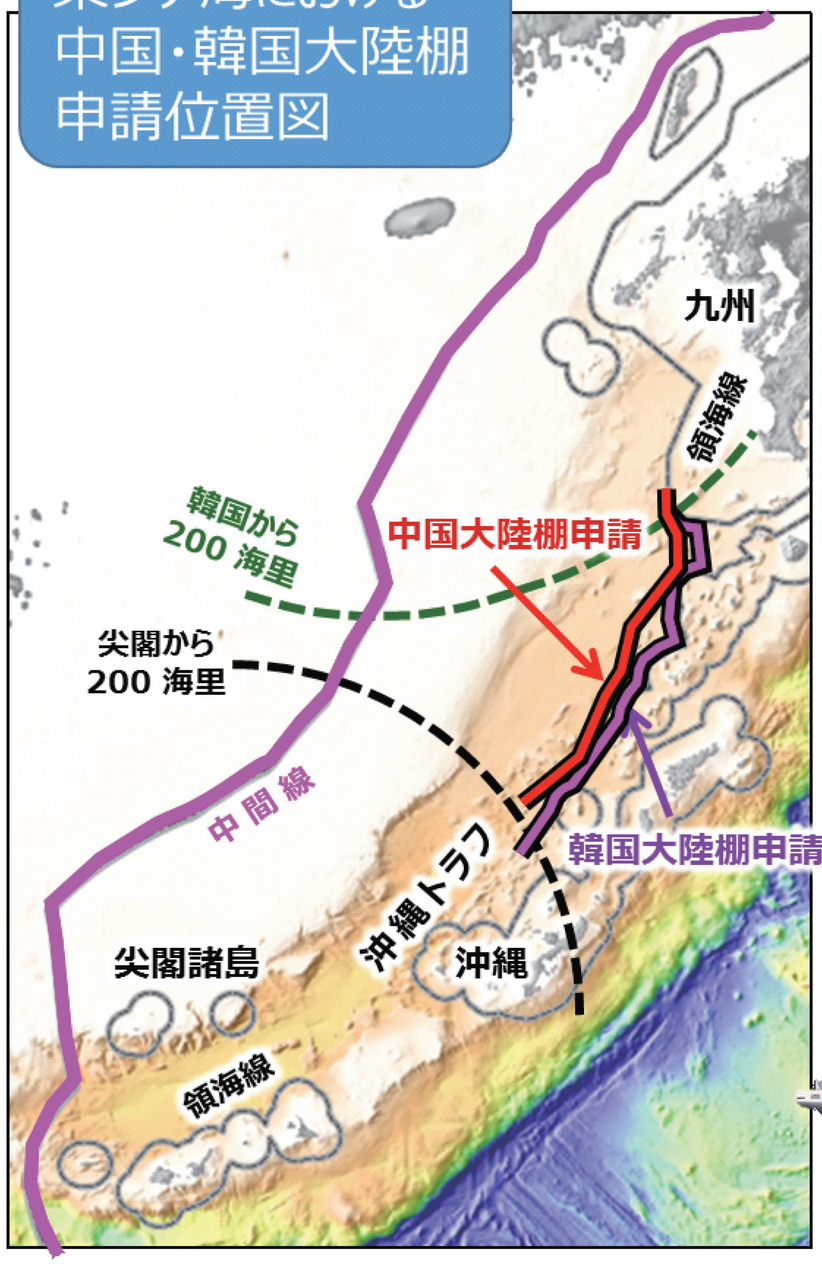

大陸棚延長申請に係る中韓の主張

●2012年 中韓、大陸棚限界委員会(CLCS)に延長申請
　中国・韓国は、沖縄トラフで地殻が切れるとして、沖縄トラフまで大陸棚だと主張

●我が国は直ちに口上書で異議を表明。CLCSは、我が国口上書を踏まえ審査を行わないと決定

○2019年頃 中韓の大陸棚延長申請審査順到来の見込み（ただし、上記次第によりCLCSが実際に審査を行うことは想定されない）

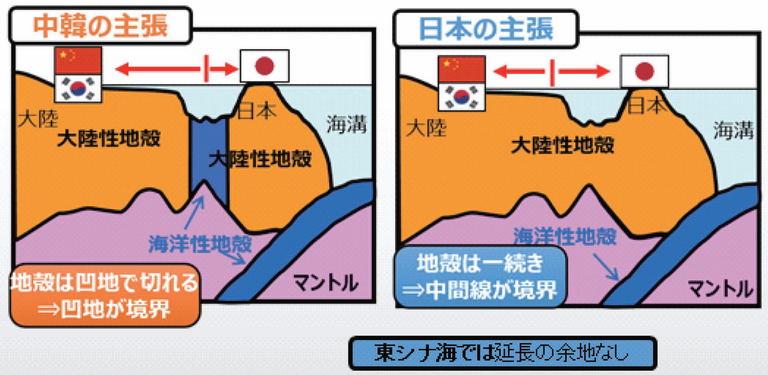

⇒ 一方で、中国・韓国は、調査体制を強化しつつ、新しい調査手法により新たな科学的データを現在収集しており、審査順到来に向け主張の強化を試みる可能性

中韓の海洋調査体制の強化・活動の活発化

	中　国	韓　国
調査活動の活発化	2015年より、**尖閣北方を重点的に調査**（日本のEEZ）	2016年現在、**日韓中間線を越えて日本EEZ内まで調査**
調査体制強化	2016年、**新たに国家海洋局所属測量船2隻**就役	**2020年までに、新たに3000トンクラス**の海洋調査船を整備予定

海保の対応

既存大型測量船2隻を高機能化

大型測量船2隻を新造

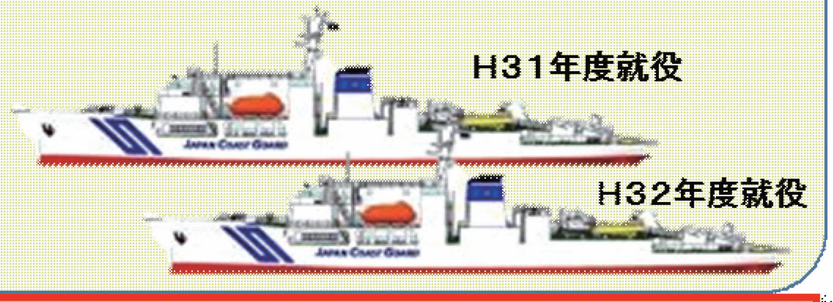

中韓による上記の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するため、必要な海洋調査を計画的に実施

海上保安庁資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

東シナ海資源開発問題①

最近の動向

◆２０１３年以降、中国は、東シナ海（日中の地理的中間線の中国側）において資源開発を活発化。東シナ海の資源開発に関する日中間の協力について一致した「２００８年合意」以前に存在していた４基（「白樺（春暁）」、「樫（天外天）」、「平湖」及び「八角亭」）に加え、２０１３年から２０１６年にかけて新たに１２基の海洋プラットフォームを建設。

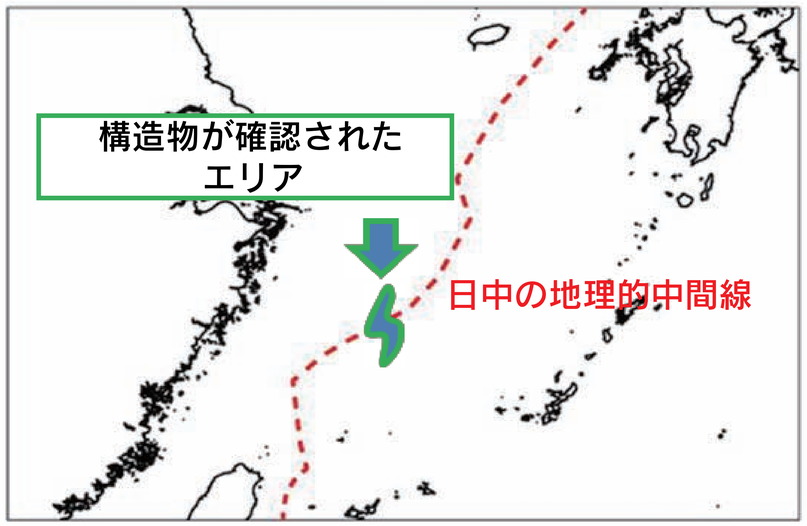

我が国の基本的立場

◆日中両国間において排他的経済水域及び大陸棚の境界が未だ画定されていない海域（注）において、**中国側が「２００８年合意」の実施に関する協議に応じず、一方的な開発行為を進めていることは、国際法に反するものであり、極めて遺憾**。

◆中国側に対しては、**一方的な開発行為を中止**するとともに、**「２００８年合意」の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう、改めて強く求める**。

（注）国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、中間線を基に境界を画定することが「衡平な解決」になると考えられるが、中国は中間線による境界画定は認められないとの立場。なお、我が国は、境界が画定されるまでの間はとりあえず中間線までの水域で主権的権利及び管轄権を行使するとの立場であるが、これは、中間線以遠の権原を放棄したことを意味しない。

【参考】国連海洋法条約（関連規定）

第74条　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定

１　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

３　関係国は、１の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

第83条　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

１　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

３　関係国は、１の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

外務省資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

東シナ海資源開発問題②

東シナ海における日中間の協力について
（日中共同プレス発表）

2008年 6月18日

日中双方は，日中間で境界がいまだ画定されていない東シナ海を平和・協力・友好の海とするため，2007年4月に達成された日中両国首脳の共通認識及び2007年12月に達成された日中両国首脳の新たな共通認識を踏まえた真剣な協議を経て，境界画定が実現するまでの過渡的期間において双方の法的立場を損なうことなく協力することにつき一致し，そして，その第一歩を踏み出した。今後も引き続き協議を継続していく。

日中間の東シナ海における共同開発についての了解

2008年6月18日

双方は，日中間の東シナ海における共同開発の第一歩として以下を進めることとする。

１．以下の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域を双方の共同開発区域とする。

（1）北緯２９度３１分東経１２５度５３分３０秒
（2）北緯２９度４９分東経１２５度５３分３０秒
（3）北緯３０度０４分東経１２６度０３分４５秒
（4）北緯３０度００分東経１２６度１０分２３秒
（5）北緯３０度００分東経１２６度２０分００秒
（6）北緯２９度５５分東経１２６度２６分００秒
（7）北緯２９度３１分東経１２６度２６分００秒

２．双方は，共同探査を経て，互恵の原則に従って，上述の区域の中から双方が一致して同意する地点を選択し，共同開発を行う。具体的な事項については双方が協議を通じ確定する。

３．双方は，上述の開発の実施に必要な二国間合意をそれぞれの国内手続を経て早期に締結すべく努力する。

４．双方は，東シナ海のその他の海域における共同開発をできるだけ早く実現するため，継続して協議を行う。

白樺（中国名：「春暁」）油ガス田開発についての了解

2008年6月18日

中国企業は，日本法人が，中国の海洋石油資源の対外協力開発に関する法律に従って，白樺（中国名：「春暁」）の現有の油ガス田における開発に参加することを歓迎する。

日中両政府はこれを確認し，必要な交換公文に合意し，早期に締結すべく努力する。双方はその締結のために必要な国内手続をとる。

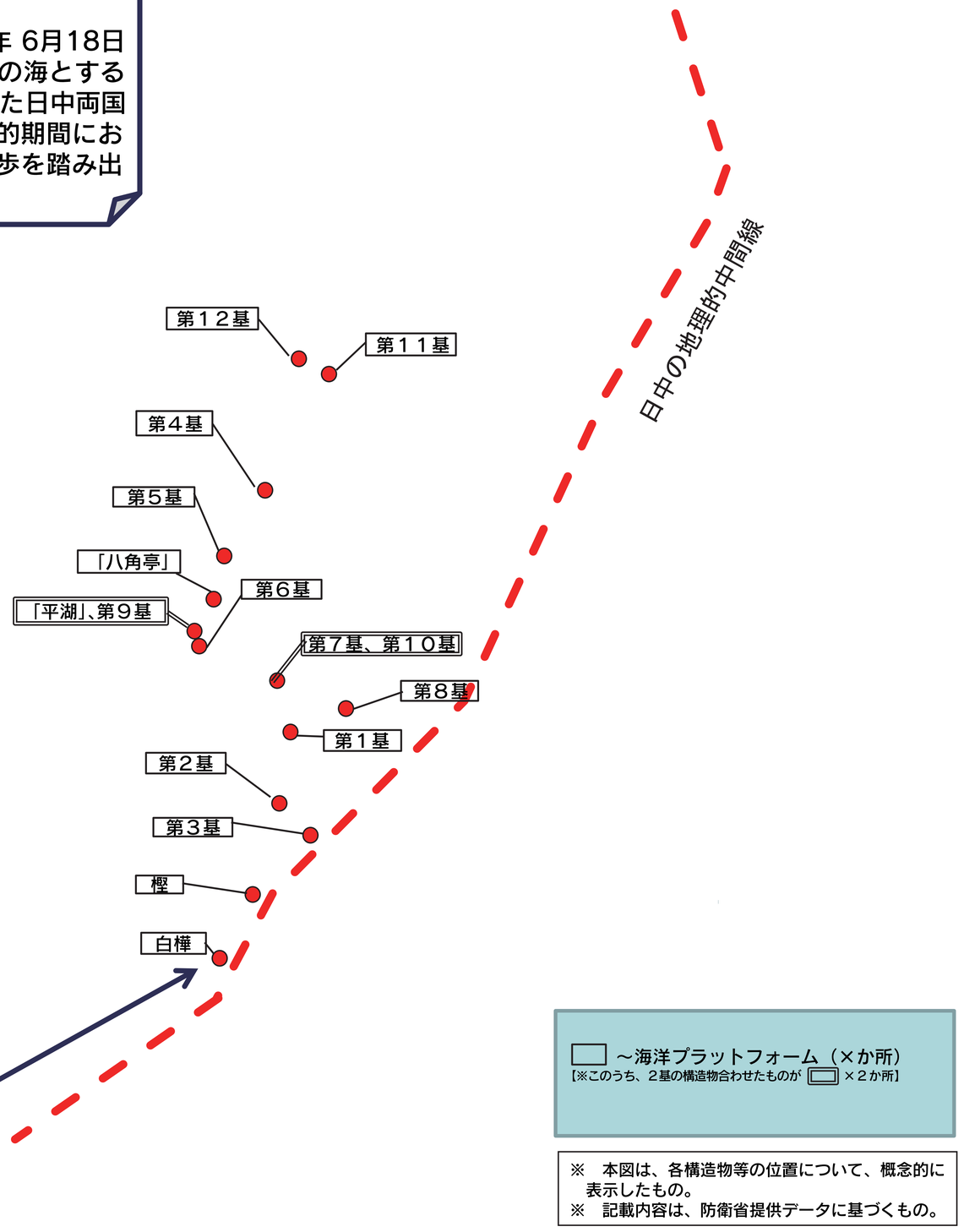

外務省資料より　― 2018.7.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

我が国安全保障の隙間を埋める平和安全法制

		我が国の平和と安全		国際社会の平和と安全
		我が国に対する攻撃	他国における武力紛争	
有事	武力の行使	〈武力攻撃事態〉 （対処） **自衛隊法** **武力攻撃事態法**	〈存立危機事態〉 ・「存立危機事態」への対処法制を整備（「新三要件」の下で、「武力の行使」を可能に）	※ 　部が平成27年改正部分
緊急時 ↑ グレーゾーン ↓ 平事	後方支援等	〈武力攻撃予測事態〉 （対処の準備） **自衛隊法** **武力攻撃予測事態法**	〈重要影響事態〉 （後方支援など） **重要影響事態安全確保法** （旧周辺事態安全確保法を改正） 重要影響事態における後方支援活動等の実施 ・改正の趣旨を明確化（「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除 ・米軍以外の外国軍隊等支援の実施 ・支援メニューの拡大	〈国際平和共同対処事態〉 **国際平和支援法（新法）** ・国際平和共同対処事態における協力支援活動等の実施
			〈船舶検査活動〉 **船舶検査活動法** ・「国際社会の平和と安全の確保」へ寄与するために船舶検査活動を実施	
		（警察活動の補完 情報収集・警戒監視 訓練　など） **自衛隊法**	・在外邦人等の保護措置の新設 ・米軍等の部隊の武器等防護の新設 ・平時における米軍に対する物品役務の提供（駐留軍施設等の警護を行う場合等提供可能な場面を拡充）	〈国際的な平和協力活動〉 **国際平和協力法** ・いわゆる安全確保などの業務拡充 ・必要な場合の武器使用権限の拡充 ・非国連統括型の国際的な平和協力活動の新設

― 2016.1.20　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（1）

日本国憲法：前文に問題

日本国民は、（略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

⇒この書きぶりは、日本国民が自身で書いたものとは思えない。
　また、国や郷土を愛し、自ら守ることも記述されていない。

自民党の新憲法草案（前文　［抜粋］）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。
日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。
我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

日本国憲法：元首・国旗・国歌の規定なし

独立国家でありながら、日本国憲法には国の元首の規定がない。また、国民統合の証となる国旗や国歌の規定もない。

自民党の新憲法草案（第１章　天皇）

第一条　天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
第三条　国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。
２　日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

日本国憲法：国防・領土保全規定なし

日本国憲法には、国と国民を守ることが規定されておらず、主権の存する領土・領海・領空・資源を保全する規定もない。
国民の生命・財産を守ることは国家最大の使命だが、国の基本法にその条項がない。

現行憲法 第九条

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の新憲法草案（第２章　安全保障）

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
２　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
第九条の二　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
３　国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
第九条の三　国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

パリ不戦条約

第一条　締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。
第二条　締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因のがどのようなものであっても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約束する。

― 2012.5.22　衆議院議員　新藤義孝作成 ―

がれきが大量に残る町並みに黙礼される天皇、皇后両陛下＝27日午後、宮城県南三陸町（AP）

「前に進む」勇気 お与えに

平成23年4月28日（木） 産経新聞より

両陛下、初の東北被災地ご訪問

天皇、皇后両陛下は27日、東日本大震災の被災者を見舞うため、宮城県に入り、ヘリを使って南三陸町を視察するとともに、仙台市の避難所を訪問された。両陛下が東北地方の被災地に入られたのは初めて。村井嘉浩知事らによると、両陛下は被害の大きさに驚いた様子で、ヘリの中で身を乗り出すようにしていた。

陛下は、多くの児童が犠牲になった大川小学校近くを上空から見た際、「いそうだったですね」と語られたという。

仙台市の避難所の体育館では、

東日本大震災で天皇陛下(第125代　皇紀2671年　初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して
「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で
「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」
と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉を使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになったのだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

国のかたちを考える

憲法(1)

日本大学教授　百地章

今回の大震災後、天皇皇后両陛下は何度も被災地を訪問され、被災民を親しくねぎらい励まされ、国民もこれに感動し勇気づけられた。

このような政治家にはできない皇室の大きな役割についても、「象徴行為」などの形で憲法に明記すべきではなかろうか。

平成二十三年六月二十一日
『自由民主』より

日本国憲法の改正を考える

○他国の憲法改正（1945年　第2次世界大戦終結以降）

ドイツ	60回	アメリカ	6回
イタリア	16回	韓　国	9回
フランス	27回	中　国	9回

○米国が作成した憲法
米国GHQによって、昭和21年2月4日～12日までのわずか9日間に英語でつくられたもの。
※憲法制定　昭和21年11月3日

○新たな規定の必要性
家族・環境権・プライバシー権・犯罪被害者の権利・天皇陛下の新たな役割（「象徴行為」など）

○非常事態条項の欠如
※1990～2008年に新憲法制定した国、スイスなど93カ国。
全ての国に非常事態条項が設置。
※災害対策基本法「災害緊急事態」布告
→「国民の権利義務を大きく規制する」
平成23年3月22日参議院政府答弁

○憲法96条の改正
憲法改正の国会発議要件を現行の「3分の2」から「過半数」に引き下げを。
→96条改正議連　超党派236名の議員

○憲法審査会
平成19年8月国会法改正で法的に設置。

衆議院　平成21年6月　設置規定制定
→委員選任できず。

参議院　平成23年5月　設置規定制定
→委員選任できず。
→衆参共に4年にわたり始動せず。
→平成23年10月　委員選任。
同11月　審議開始。

○憲法改正国民投票法
（平成22年5月全面施行、平成26年6月一部改正）
投票は、一部改正法施行4年後（平成30年6月）に18歳以上。それまでは20歳。
※選挙権年齢が18歳から認められる国
191カ国中176カ国（92.1%）

○憲法改正手続き
①衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成により改正原案提出。
②国民投票は60～180日以内に実施

日本国憲法の成立

「憲法改正草案要綱」はその後法文化の作業を加えられ、さらに山本有三や横田喜三郎らの意見を入れて現代かなづかいを採用することとなり、四月一七日、「憲法改正草案」として英訳とともに発表された。

あくまで大日本帝国憲法の改正という形式をとったため、まず枢密院に諮詢して可決され、次に帝国議会へと提出された。昭和二一年八月二四日、衆議院は四二一対八で憲法改正を採択。あくまで天皇制廃止を主張した共産党は、反対票八票のうち六票を投じた。GHQに強要された憲法であることはすでにどの議員たちも知っている。多くの議員が無念のあまり嗚咽を漏らした。無数の啜り泣きが議場を粛然とさせたのはこの時が最初で最後ではあるまいか。

さらに一〇月六日には貴族院でも可決された。かつて近衛とともに憲法案を作成した佐々木惣一は当時貴族院議員であったが、〝たとえ死刑になっても〟と、賛成の起立を拒んだ。

こうして昭和二一年一一月三日、日本国憲法は公布され、翌年五月三日施行された。

北康利『白州次郎　占領を背負った男』より